

0001

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：基礎

消防法上の「危険物」の定義として最も適切なものはどれか。

- ア．消防法別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表の区分に応じた性状を有するもの
- イ．燃焼する可能性があるすべての物品
- ウ．毒性を有する液体または気体のすべて
- エ．消防署長が個別に危険と判断した物品のみ

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第2条第7項は、別表第一の品名と性質の組合せで危険物を定義している。

イ：可燃性だけでは消防法上の危険物とは限らない。別表第一への該当が必要である。

ウ：毒性そのものは消防法の危険物分類の定義基準ではない。

エ：危険物は法令の別表に基づき定義され、消防署長の個別判断だけで決まるものではない。

総合解説：危険物かどうかは、消防法別表第一に掲げる品名と、各類に定められた性質への該当によって判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0002

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：基礎

第6類危険物の性質として正しいものはどれか。

- ア．酸化性固体
- イ．酸化性液体
- ウ．自己反応性物質
- エ．引火性液体

答え・解説

正答：イ

ア：酸化性固体は第1類である。

イ：第6類は酸化性液体である。

ウ：自己反応性物質は第5類である。

エ：引火性液体は第4類である。

総合解説：乙種第6類では、第6類＝酸化性液体という類別を正確に押さえることが出発点となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0003

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：基礎

「自然発火性物質及び禁水性物質」とされる類はどれか。

- ア．第2類
- イ．第4類
- ウ．第3類
- エ．第6類

答え・解説

正答：ウ

ア：第2類は可燃性固体である。

イ：第4類は引火性液体である。

ウ：第3類は自然発火性物質及び禁水性物質である。

エ：第6類は酸化性液体である。

総合解説：各類の名称は法令問題の基本であり、第3類は自然発火性と禁水性の両方を含む類として整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0004

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：基礎

「自己反応性物質」とされる類はどれか。

- ア．第1類
- イ．第2類
- ウ．第6類
- エ．第5類

答え・解説

正答：エ

ア：第1類は酸化性固体である。

イ：第2類は可燃性固体である。

ウ：第6類は酸化性液体である。

エ：第5類は自己反応性物質である。

総合解説：第5類は物質自体が分解等により反応を進める危険性をもつ「自己反応性物質」として分類される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0005

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：標準

類別と代表的な品名の組合せとして正しいものはどれか。

- ア．第6類—過塩素酸
- イ．第4類—過酸化水素
- ウ．第5類—硝酸
- エ．第1類—ガソリン

答え・解説

正答：ア

ア：過塩素酸は消防法別表第一の第6類に掲げられる。

イ：過酸化水素は第6類であり、第4類ではない。

ウ：硝酸は第6類であり、第5類ではない。

エ：ガソリンは第4類の第1石油類に該当する。

総合解説：第6類の主要品名として過塩素酸、過酸化水素、硝酸を確実に区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0006

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：標準

消防法別表第一の第6類における「その他のもので政令で定めるもの」として定められているものはどれか。

- ア．金属粉
- イ．ハロゲン間化合物
- ウ．塩素化けい素化合物
- エ．有機過酸化物

答え・解説

正答：イ

ア：金属粉は第2類に係する品名である。

イ：第6類の政令指定品はハロゲン間化合物である。

ウ：塩素化けい素化合物は第3類の政令指定品である。

エ：有機過酸化物は第5類の品名である。

総合解説：第6類は法別表の主要3品名に加え、政令でハロゲン間化合物が指定されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0007

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：標準

ある物品が消防法上の危険物に該当するかを判断する際、最も重要な法令上の確認事項はどれか。

- ア．SDSに「危険」と記載されているかだけ
- イ．引火点があるかどうかだけ
- ウ．消防法別表第一の品名および性質に該当するか
- エ．毒劇物に指定されているかどうかだけ

答え・解説

正答：ウ

ア：SDSは重要な安全情報だが、それだけで消防法上の危険物該当性が決まるわけではない。
イ：第6類のように引火性を本質としない危険物もあるため、引火点だけでは判断できない。
ウ：消防法上の危険物は、消防法別表第一の品名と性質への該当で判断する。
エ：毒劇物制度と消防法の危険物制度は別の法体系である。

総合解説：「危険」という一般語ではなく、消防法の定義要件に沿って判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0008

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：標準

次のうち、消防法別表第一の第6類に直接掲げられている品名ではないものはどれか。

- ア．過塩素酸
- イ．過酸化水素
- ウ．硝酸
- エ．塩素酸塩類

答え・解説

正答：エ

ア：過塩素酸は第6類に直接掲げられている。
イ：過酸化水素は第6類に直接掲げられている。
ウ：硝酸は第6類に直接掲げられている。
エ：塩素酸塩類は第1類に掲げられる品名であり、第6類ではない。

総合解説：第6類の基本3品名は過塩素酸・過酸化水素・硝酸である。塩素酸塩類は酸化性固体である第1類に属する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0009

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：応用

事業所で硝酸を指定数量以上貯蔵する計画がある。消防法上の類別として正しい整理はどれか。

- ア．第6類の酸化性液体として扱う
- イ．第1類の酸化性固体として扱う
- ウ．第4類の引火性液体として扱う
- エ．第5類の自己反応性物質として扱う

答え・解説

正答：ア

- ア：硝酸は第6類の酸化性液体である。
- イ：硝酸は液体であり、第1類の酸化性固体ではない。
- ウ：硝酸は第4類の引火性液体には分類されない。
- エ：硝酸は第5類の自己反応性物質には分類されない。

総合解説：名称の印象ではなく、消防法別表第一に基づいて硝酸は第6類として規制する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0010

危険物の定義・類別 > 危険物の定義・類別 | 難易度：応用

第6類危険物の法令上の範囲に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．過塩素酸だけが対象であり、混合物は対象外である
- イ．過塩素酸、過酸化水素、硝酸、政令指定品およびこれらを含有する一定の物品が対象となる
- ウ．酸化性を示すすべての液体が自動的に第6類となる
- エ．第6類は液体か固体かを問わず酸化性物質をすべて含む

答え・解説

正答：イ

- ア：過酸化水素や硝酸等も対象であり、含有物も条件により対象となる。
- イ：法別表第一は主要品名、政令指定品、これらを含有するものを第6類の枠組みに含めている。
- ウ：酸化性という一般的性質だけで自動的に第6類となるのではなく、法令上の品名・判定が必要である。
- エ：第6類は酸化性「液体」であり、酸化性固体は第1類である。

総合解説：第6類の範囲は「酸化性を示す液体」という一般論だけでなく、法別表第一と政令・規則に基づいて確定する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0011

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：基礎

第6類危険物の指定数量はどれか。

- ア．第1類第一種酸化性固体などで用いる50kg
- イ．第2類の一部などで用いる100kg
- ウ．第6類の指定数量である300kg
- エ．第1類第三種酸化性固体などで用いる1,000kg

答え・解説

正答：ウ

ア：50kgは第1類の第一種酸化性固体などに見られる指定数量である。

イ：100kgは第2類の一部などに見られる指定数量である。

ウ：第6類の指定数量は300kgである。

エ：1,000kgは第1類の第三種酸化性固体などに見られる指定数量である。

総合解説：乙6では第6類の指定数量300kgは倍数計算の基礎になるため確実に覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0012

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：基礎

過酸化水素は消防法上、原則としてどの類に属する危険物として扱われるか。

- ア．第1類
- イ．第4類
- ウ．第5類
- エ．第6類

答え・解説

正答：エ

ア：第1類は酸化性固体である。

イ：第4類は引火性液体である。

ウ：第5類は自己反応性物質である。

エ：過酸化水素は第6類の品名として掲げられている。

総合解説：過酸化水素は酸化性液体である第6類の代表品名である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0013

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：基礎

消防法別表第一に掲げられる硝酸は、何類の危険物に該当するか。

- ア．第6類
- イ．第2類
- ウ．第4類
- エ．第5類

答え・解説

正答：ア

- ア：硝酸は第6類に掲げられる酸化性液体である。
- イ：第2類は可燃性固体であり、硝酸は該当しない。
- ウ：第4類は引火性液体であり、硝酸は該当しない。
- エ：第5類は自己反応性物質であり、硝酸は該当しない。

総合解説：硝酸は乙6で扱う代表的な第6類危険物である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0014

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：基礎

ハロゲン間化合物は、消防法別表第一の第6類においてどのように位置づけられるか。

- ア．第6類から除外される非危険物である
- イ．「その他のもので政令で定めるもの」に該当する
- ウ．第4類の特殊引火物として扱う
- エ．第1類の無機過酸化物として扱う

答え・解説

正答：イ

- ア：ハロゲン間化合物は第6類の政令指定品であり、除外物ではない。
- イ：危険物の規制に関する政令により、第6類の「その他のもの」としてハロゲン間化合物が定められている。
- ウ：特殊引火物は第4類の区分であり、ハロゲン間化合物の位置づけではない。
- エ：無機過酸化物は第1類の品名であり別区分である。

総合解説：第6類の品名を学ぶ際は、法別表の3品名に加え政令指定のハロゲン間化合物まで含めて整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0015

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：標準

指定数量に関する説明として正しいものはどれか。

- ア．すべての危険物について一律100kgである
- イ．都道府県が各事業所ごとに任意に決める
- ウ．類別・品名・性状に応じて政令別表で定められている
- エ．危険物取扱者が安全と判断した量を指定数量とする

答え・解説

正答：ウ

ア：危険物ごとに指定数量は異なるため一律ではない。

イ：法令で全国的に定められる制度であり、事業所ごとの任意設定ではない。

ウ：指定数量は危険物の危険性を勘案し、政令別表第三で類別・品名・性状ごとに定められる。

エ：危険物取扱者の判断で指定数量そのものを変更することはできない。

総合解説：指定数量は規制の基準量であり、危険性の程度に応じて法令上固定されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0016

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：標準

次のうち、指定数量が300kgであるものとして正しいものはどれか。

- ア．第4類の特殊引火物
- イ．第5類の第一種自己反応性物質
- ウ．第3類の黄りん
- エ．第6類危険物

答え・解説

正答：エ

ア：特殊引火物の指定数量は50Lである。

イ：第一種自己反応性物質の指定数量は10kgである。

ウ：黄りんの指定数量は20kgである。

エ：第6類の指定数量は300kgである。

総合解説：単位も含めて比較することが重要で、第6類はkg単位の300kgである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0017

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：標準

第4類の特殊引火物の指定数量として正しいものはどれか。

- ア．特殊引火物の指定数量として50L
- イ．非水溶性第1石油類の指定数量として200L
- ウ．第6類の指定数量を混同した300kg
- エ．非水溶性第2石油類の指定数量として1,000L

答え・解説

正答：ア

- ア：特殊引火物は第4類で指定数量50Lである。
- イ：200Lは非水溶性の第1石油類の指定数量である。
- ウ：300kgは第6類の指定数量であり単位も異なる。
- エ：1,000Lは非水溶性の第2石油類の指定数量である。

総合解説：他類との混合倍数計算に備え、代表的指定数量と単位を区別しておく。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0018

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：標準

第3類の黄りんの指定数量として正しいものはどれか。

- ア．カリウム・ナトリウム等の値を用いて10kg
- イ．黄りんの指定数量として20kg
- ウ．別区分の指定数量として50kg
- エ．第6類の指定数量を混同して300kg

答え・解説

正答：イ

- ア：10kgは第3類のカリウム・ナトリウム等に見られる指定数量である。
- イ：黄りんの指定数量は20kgである。
- ウ：50kgは別の危険物区分で用いられる数量である。
- エ：300kgは第6類の指定数量である。

総合解説：指定数量は類だけでなく品名・性状によって異なることがある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0019

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：標準

第1類の第一種酸化性固体の指定数量として正しいものはどれか。

- ア．第一種を10kgとみなす
- イ．第二種の値を当てはめて300kg
- ウ．第一種酸化性固体の指定数量50kg
- エ．第三種の値を当てはめて1,000kg

答え・解説

正答：ウ

- ア：10kgではない。
- イ：300kgは第二種酸化性固体の指定数量である。
- ウ：第一種酸化性固体は50kgである。
- エ：1,000kgは第三種酸化性固体の指定数量である。

総合解説：第1類では第一種・第二種・第三種の性状に応じて50kg・300kg・1,000kgと指定数量が異なる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0020

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：標準

指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱いについて、消防法上の説明として正しいものはどれか。

- ア．指定数量未満なら消防関係の規制は一切ない
- イ．必ず消防法第11条の製造所等の設置許可が必要である
- ウ．全国一律で消防法別表第三に位置・構造・設備基準まで定められている
- エ．技術上の基準等は市町村条例で定められる

答え・解説

正答：エ

- ア：指定数量未満でも条例による規制がある。
- イ：消防法第11条の許可は指定数量以上を前提とする製造所等の規制である。
- ウ：指定数量そのものは政令で定めるが、指定数量未満の技術基準は市町村条例で定める。
- エ：消防法第9条の4により、指定数量未満の危険物の貯蔵・取扱い等の基準は市町村条例で定める。

総合解説：「指定数量未満 = 自由」ではない。条例による少量危険物規制との違いを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0021

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：応用

第6類危険物をちょうど300kg貯蔵する場合、指定数量との関係として正しいものはどれか。

- ア．指定数量以上に該当する
- イ．指定数量未満に該当する
- ウ．指定数量の0.3倍に該当する
- エ．指定数量の3倍に該当する

答え・解説

正答：ア

ア：第6類の指定数量は300kgなので、300kgは1.0倍で指定数量以上となる。

イ：300kgは指定数量と同量であり未満ではない。

ウ：0.3倍なら90kgである。

エ：3倍なら900kgである。

総合解説：「以上」には指定数量と同量を含む。300kgちょうどでも指定数量以上として扱う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0022

危険物の定義・類別 > 品名・性質・指定数量 | 難易度：応用

次の組合せのうち、法令上の類別と指定数量の対応が正しいものはどれか。

- ア．第6類・自己反応性物質・100kg
- イ．第6類・酸化性液体・300kg
- ウ．第4類・酸化性液体・300L
- エ．第1類・引火性液体・50L

答え・解説

正答：イ

ア：自己反応性物質は第5類である。

イ：第6類は酸化性液体で、指定数量は300kgである。

ウ：第4類は引火性液体であり、品名ごとにL単位の指定数量が定められる。

エ：第1類は酸化性固体である。

総合解説：乙6では「第6類 = 酸化性液体 = 指定数量300kg」を一体で整理すると法令問題に対応しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0023

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：基礎

第6類危険物90kgを貯蔵する場合、指定数量の倍数はいくつか。

- ア．90kgを100kgで割る考え方で0.9倍
- イ．90kgを30kgで割る考え方で3倍
- ウ．90kgを第6類の指定数量300kgで割って0.3倍
- エ．90kgを3kgで割る考え方で30倍

答え・解説

正答：ウ

- ア：0.9倍ではない。
イ：3倍なら900kgに相当する。
ウ：第6類の指定数量300kgで割るため、 $90 \div 300 = 0.3$ 倍である。
エ：30倍なら9,000kgに相当する。

総合解説：倍数は「実際の数量÷指定数量」で求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0024

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：基礎

第6類危険物について、指定数量の1.5倍に相当する数量は何kgか。

- ア．指定数量300kgの0.5倍として150kg
- イ．指定数量そのものの1.0倍として300kg
- ウ．指定数量の3倍として900kg
- エ． $300\text{kg} \times 1.5$ として450kg

答え・解説

正答：エ

- ア：150kgは指定数量の0.5倍である。
イ：300kgは指定数量の1.0倍である。
ウ：900kgは指定数量の3.0倍である。
エ：第6類の指定数量は300kgなので、 $300 \times 1.5 = 450\text{kg}$ である。

総合解説：倍数から数量を求める場合は「指定数量×倍数」で計算する。数量から倍数を求める除算とは逆の手順である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0025

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：標準

同一場所で、第6類150kgと非水溶性の第1石油類100Lを貯蔵する。指定数量の倍数の合計はいくつか。

- ア．第6類0.5倍と第1石油類0.5倍を合算して1.0倍
- イ．一方の危険物だけを評価して0.5倍
- ウ．倍数を0.5+1.0と誤って1.5倍
- エ．数量を直接合算する考え方で2.0倍

答え・解説

正答：ア

ア：第6類は $150 \div 300 = 0.5$ 、非水溶性第1石油類は $100 \div 200 = 0.5$ 。合計1.0倍である。

イ：一方だけを計算した値であり、複数危険物は商を合算する。

ウ： $0.5 + 0.5$ は1.0であり1.5ではない。

エ：各数量を単純に足すのではなく、それぞれ指定数量で割ってから合算する。

総合解説：異なる品名・指定数量の危険物を同一場所で扱う場合、それぞれの数量÷指定数量の和で判定する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0026

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：標準

同一場所で第6類60kgとアルコール類160Lを貯蔵する。指定数量の倍数の合計はいくつか。

- ア．アルコール類だけを評価して0.4倍
- イ．第6類0.2倍とアルコール類0.4倍を合算して0.6倍
- ウ．第6類を0.4倍と誤認して0.8倍
- エ．指定数量を取り違えて1.2倍

答え・解説

正答：イ

ア：0.4倍はアルコール類だけの倍数である。

イ：第6類 $60 \div 300 = 0.2$ 、アルコール類 $160 \div 400 = 0.4$ 。合計0.6倍である。

ウ： $0.2 + 0.4$ は0.6であり0.8ではない。

エ：倍数の合計は1.2ではない。

総合解説：複数危険物の数量を直接足さず、各指定数量で正規化してから合計する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0027

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：標準

同一場所で、第6類120kg、第1類第一種酸化性固体10kg、第5類第一種自己反応性物質2kgを貯蔵する。倍数の合計はいくつか。

- ア．第6類だけを評価して0.4倍
- イ．各倍数を過大評価して1.0倍
- ウ． $0.4+0.2+0.2$ として0.8倍
- エ．各倍数を二重加算して1.6倍

答え・解説

正答：ウ

ア：0.4倍は第6類だけの値である。

イ：合計は0.8であり1.0には達しない。

ウ：第6類 $120 \div 300 = 0.4$ 、第1類 $10 \div 50 = 0.2$ 、第5類 $2 \div 10 = 0.2$ 。合計0.8倍である。

エ：各倍数を正しく合計すると1.6にはならない。

総合解説：3種類以上でも計算原理は同じで、各「数量÷指定数量」の和を求める。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0028

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：標準

第6類240kgと第6類60kgを同一場所で貯蔵する。両者が同じ指定数量300kgの品名である場合、指定数量との関係はどうか。

- ア．合計0.8倍なので指定数量未満である
- イ．同じ類の危険物は合算しないためそれぞれ指定数量未満である
- ウ．合計300kgでも「超える」量ではないため規制対象外である
- エ．合計300kgで1.0倍となり、指定数量以上に該当する

答え・解説

正答：エ

ア：240kgだけを見れば0.8倍だが、同一場所の対象数量を合算する必要がある。

イ：同一場所で貯蔵・取扱いする数量は規制判定上合算して考える。

ウ：法は「以上」で規制するため、ちょうど1.0倍も対象である。

エ： $240\text{kg} + 60\text{kg} = 300\text{kg}$ であり、 $300 \div 300 = 1.0$ 倍。指定数量「以上」には同量を含む。

総合解説：境界値1.0の扱いを誤らないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0029

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：応用

同一場所で第6類120kgをすでに貯蔵している。非水溶性の第1石油類を追加し、倍数合計をちょうど1.0倍にするには何L追加すればよいか。

- ア．残り0.6倍×200Lとして120L
- イ．残りを0.3倍と誤って60L
- ウ．残りを0.5倍と誤って100L
- エ．残りを0.9倍と誤って180L

答え・解説

正答：ア

ア：第6類は $120 \div 300 = 0.4$ 倍。残り0.6倍を第1石油類（指定数量200L）で満たすので $200 \times 0.6 = 120$ L。

イ：60Lは0.3倍で合計0.7倍となる。

ウ：100Lは0.5倍で合計0.9倍となる。

エ：180Lは0.9倍で合計1.3倍となる。

総合解説：逆算では「目標倍数 - 既存倍数」を求め、追加する危険物の指定数量を掛ける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0030

危険物の定義・類別 > 指定数量の倍数計算 | 難易度：応用

品名または指定数量が異なる2以上の危険物を同一場所で貯蔵・取扱いする場合の倍数計算として正しいものはどれか。

- ア．各危険物の数量をkgまたはLにそろえて単純に合計する
- イ．各危険物の数量をそれぞれの指定数量で除し、その商を合計する
- ウ．最も危険な1種類だけについて倍数を計算する
- エ．指定数量をすべて合計し、危険物の総量をその値で除する

答え・解説

正答：イ

ア：単位や指定数量が異なるため単純合計では判定できない。

イ：消防法第10条第2項の考え方は、各数量÷各指定数量の商の和である。

ウ：複数の危険物を同一場所で扱う場合は全ての商を考慮する。

エ：指定数量を先に合計する方式ではない。

総合解説：倍数計算の公式を理解しておけば、未知の組合せでも正しく判定できる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0031

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：基礎

消防法上、「製造所等」に含まれる基本的な3区分はどれか。

- ア．製造所・研究所・販売所
- イ．倉庫・工場・事務所
- ウ．製造所・貯蔵所・取扱所
- エ．貯蔵所・運搬所・消防所

答え・解説

正答：ウ

ア：研究所や販売所という一般名称だけでは法令上の3区分を示さない。

イ：一般的な用途分類であり消防法の製造所等の法定区分ではない。

ウ：消防法第10条・第11条の規制対象となる基本区分は製造所、貯蔵所、取扱所である。

エ：運搬所や消防所は製造所等の基本3区分ではない。

総合解説：危険物施設の法令問題では、まず「製造所・貯蔵所・取扱所」の3分類を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0032

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：基礎

タンクローリーのように車両に固定されたタンクで危険物を貯蔵・取り扱う施設は、原則としてどの区分か。

- ア．移送取扱所
- イ．一般取扱所
- ウ．屋外タンク貯蔵所
- エ．移動タンク貯蔵所

答え・解説

正答：エ

ア：移送取扱所は配管・ポンプ等で危険物を移送する取扱所である。

イ：一般取扱所は給油・販売・移送以外の取扱所である。

ウ：屋外タンク貯蔵所は屋外に設置された固定タンクによる貯蔵所である。

エ：車両に固定されたタンクによる貯蔵所は移動タンク貯蔵所である。

総合解説：「移動タンク貯蔵所」と「移送取扱所」は名称が似ているが、前者は車両固定タンク、後者は配管移送である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0033

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：基礎

固定した給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う施設はどれか。

- ア．給油取扱所
- イ．販売取扱所
- ウ．移送取扱所
- エ．屋内貯蔵所

答え・解説

正答：ア

- ア：自動車等へ直接給油するための取扱所は給油取扱所である。
- イ：販売取扱所は店舗で容器入りの危険物を販売する取扱所である。
- ウ：移送取扱所は配管等により危険物を移送する取扱所である。
- エ：屋内貯蔵所は屋内の場所で危険物を貯蔵・取り扱う貯蔵所である。

総合解説：施設の目的・設備から法令上の区分を判定する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0034

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：標準

販売取扱所の説明として正しいものはどれか。

- ア．配管で長距離移送するための取扱所
- イ．店舗で容器入りのまま販売するため危険物を取り扱う取扱所
- ウ．車両固定タンクで危険物を運ぶ貯蔵所
- エ．危険物を製造することを目的とする施設

答え・解説

正答：イ

- ア：配管による移送は移送取扱所である。
- イ：政令第3条は、店舗で容器入りのまま販売する取扱所を販売取扱所として区分する。
- ウ：車両固定タンクは移動タンク貯蔵所である。
- エ：危険物を製造する施設は製造所である。

総合解説：販売取扱所は「容器入りのまま店舗で販売」がキーワードである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0035

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：標準

移送取扱所の説明として最も適切なものはどれか。

- ア．屋外の固定タンクで危険物を貯蔵する施設
- イ．屋内の倉庫で容器入り危険物を貯蔵する施設
- ウ．配管およびポンプ等によって危険物の移送を行う取扱所
- エ．簡易なタンクだけで危険物を貯蔵する施設

答え・解説

正答：ウ

ア：これは屋外タンク貯蔵所の説明である。

イ：これは屋内貯蔵所の説明である。

ウ：移送取扱所は配管・ポンプ等による危険物の移送を目的とする取扱所である。

エ：これは簡易タンク貯蔵所の説明に近い。

総合解説：配管移送は「取扱所」、車両固定タンクは「貯蔵所」である点を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0036

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：標準

次のうち、危険物の規制に関する政令上の「貯蔵所」の種類に含まれないものはどれか。

- ア．地下タンク貯蔵所
- イ．簡易タンク貯蔵所
- ウ．屋外貯蔵所
- エ．販売取扱所

答え・解説

正答：エ

ア：地下タンク貯蔵所は貯蔵所的一种である。

イ：簡易タンク貯蔵所は貯蔵所的一种である。

ウ：屋外貯蔵所は貯蔵所的一种である。

エ：販売取扱所は貯蔵所ではなく取扱所的一种である。

総合解説：名称の末尾だけでなく、法令上の分類体系を理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0037

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：標準

一般取扱所とは、原則としてどのような取扱所か。

- ア．給油・販売・移送の各取扱所以外の取扱所
- イ．すべての貯蔵所をまとめた名称
- ウ．指定数量未満の危険物だけを扱う施設
- エ．危険物を製造する施設の別名

答え・解説

正答：ア

ア：政令第3条は、給油・販売・移送に該当しない取扱所を一般取扱所とする。

イ：一般取扱所は貯蔵所の総称ではない。

ウ：指定数量未満に限定された施設区分ではない。

エ：製造所とは別の区分である。

総合解説：一般取扱所は「前三号に掲げる取扱所以外」という残余的な取扱所区分である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0038

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：標準

次の組合せのうち、いずれも貯蔵所に分類されるものはどれか。

- ア．給油取扱所・販売取扱所・一般取扱所
- イ．屋内貯蔵所・地下タンク貯蔵所・移動タンク貯蔵所
- ウ．製造所・移送取扱所・屋外貯蔵所
- エ．販売取扱所・簡易タンク貯蔵所・給油取扱所

答え・解説

正答：イ

ア：3つはいずれも取扱所である。

イ：3つはいずれも政令第2条の貯蔵所区分である。

ウ：製造所と移送取扱所が含まれるため、全て貯蔵所ではない。

エ：販売取扱所と給油取扱所は取扱所である。

総合解説：貯蔵所には屋内、屋外タンク、屋内タンク、地下タンク、簡易タンク、移動タンク、屋外の各区分がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0039

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：応用

工場敷地外まで延びる配管とポンプを用いて危険物を移送する専用施設を設ける。法令上の区分として最も適切なものはどれか。

- ア．移動タンク貯蔵所
- イ．屋内タンク貯蔵所
- ウ．移送取扱所
- エ．販売取扱所

答え・解説

正答：ウ

- ア：移動タンク貯蔵所は車両固定タンクである。
- イ：屋内タンク貯蔵所は建築物内のタンクによる貯蔵所である。
- ウ：配管・ポンプによって危険物を移送する取扱所は移送取扱所である。
- エ：販売取扱所は店舗で容器入りのまま販売する施設である。

総合解説：「移送」と「移動」の語を取り違えない。施設の構造と目的で判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0040

製造所等・許認可 > 製造所・貯蔵所・取扱所の区分 | 難易度：応用

危険物を屋外に設置した固定タンク内で貯蔵する施設を計画している。該当する貯蔵所はどれか。

- ア．屋外貯蔵所
- イ．移動タンク貯蔵所
- ウ．一般取扱所
- エ．屋外タンク貯蔵所

答え・解説

正答：エ

- ア：屋外貯蔵所は屋外の場所で一定の危険物を貯蔵・取り扱う区分で、固定タンクを意味しない。
- イ：移動タンク貯蔵所は車両に固定されたタンクである。
- ウ：一般取扱所は取扱所の区分である。
- エ：屋外にある固定タンクで貯蔵・取扱いするものは屋外タンク貯蔵所である。

総合解説：「屋外貯蔵所」と「屋外タンク貯蔵所」を明確に区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0041

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：基礎

指定数量以上の危険物を扱う製造所等を新たに設置しようとする場合の原則として正しいものはどれか。

- ア．製造所、貯蔵所または取扱所ごとに法令上の許可を受ける
- イ．工事完成後に届出だけすればよい
- ウ．危険物取扱者免状があれば施設の許可は不要である
- エ．指定数量以上でも私有地なら許可は不要である

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第11条により、製造所等を設置しようとする者は施設ごとに許可を受ける必要がある。

イ：設置前の許可が原則であり、完成後の届出だけでは足りない。

ウ：個人の免状と施設の設置許可は別制度である。

エ：私有地かどうかで許可義務がなくなるわけではない。

総合解説：施設規制と資格規制を分けて理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0042

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：基礎

既に許可を受けた製造所等の位置、構造または設備を変更しようとする場合、原則として必要な手続はどれか。

- ア．変更後に口頭報告するだけ
- イ．変更の許可を受ける
- ウ．危険物保安監督者の承認だけで足りる
- エ．完成検査だけ受ければ変更許可は不要である

答え・解説

正答：イ

ア：口頭報告だけでは法定手続を満たさない。

イ：消防法第11条第1項後段により、位置・構造・設備の変更にも許可が必要である。

ウ：危険物保安監督者は行政上の変更許可権者ではない。

エ：完成検査は許可に基づく工事後の検査であり、変更許可の代替ではない。

総合解説：「設置」と「位置・構造・設備の変更」はどちらも許可対象である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0043

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：基礎

完成検査の主な目的として最も適切なものはどれか。

- ア．危険物取扱者個人の知識を再試験する
- イ．指定数量を自由に変更する
- ウ．許可に係る製造所等の位置・構造・設備が技術上の基準に適合しているか確認する
- エ．事業所の法人税額を確定する

答え・解説

正答：ウ

ア：危険物取扱者試験とは別制度である。

イ：指定数量は法令で定められており完成検査で変更しない。

ウ：完成検査は、完成した施設が消防法上の技術基準に適合するかを確認する検査である。

エ：税務手続ではない。

総合解説：許可→工事→完成検査→使用という流れを理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0044

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：標準

消防本部および消防署を置く市町村の区域内に、移送取扱所以外の製造所等を設置する場合、原則として許可権者は誰か。

- ア．所轄消防署長
- イ．都道府県公安委員会
- ウ．消防庁長官
- エ．当該市町村長

答え・解説

正答：エ

ア：消防署長は仮貯蔵・仮取扱いの承認等では関与するが、この設置許可の法定権者ではない。

イ：公安委員会は通常の製造所等設置許可権者ではない。

ウ：消防庁長官ではなく、市町村長等が法定の許可権者となる。

エ：消防法第11条第1項第1号により、当該市町村長が許可権者となる。

総合解説：「消防署長」と「市町村長等」を混同しないことが頻出ポイントである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0045

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：標準

消防本部および消防署を置かない市町村の区域内に、移送取扱所以外の製造所等を設置する場合の原則的な許可権者は誰か。

- ア．その区域を管轄する都道府県知事
- イ．当該市町村の消防団長
- ウ．総務大臣
- エ．危険物保安技術協会

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第11条第1項第2号により、都道府県知事が許可権者となる。

イ：消防団長に設置許可権はない。

ウ：通常このケースで総務大臣が許可するわけではない。

エ：危険物保安技術協会は審査等の委託を受ける場合があるが、ここでの許可権者ではない。

総合解説：地域の消防体制により、市町村長か都道府県知事かが分かれる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0046

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：標準

2以上の都道府県の区域にわたって設置される移送取扱所の許可権者は誰か。

- ア．各市町村長の連名のみ
- イ．総務大臣
- ウ．所轄消防署長
- エ．危険物取扱者試験委員

答え・解説

正答：イ

ア：広域移送取扱所は市町村長だけでは処理しない。

イ：消防法第11条第1項第4号により、2以上の都道府県にわたる移送取扱所は総務大臣が許可権者となる。

ウ：消防署長はこの設置許可の権者ではない。

エ：試験委員は危険物取扱者試験に関する職務であり施設許可権者ではない。

総合解説：移送取扱所は区域の広がりに応じて許可権者が変わる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0047

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：標準

市町村長等が製造所等の設置許可を与える際の判断として、消防法上重要なものはどれか。

- ア．申請者が危険物取扱者試験に満点合格していること
- イ．近隣住民全員の書面同意が必ずあること
- ウ．位置・構造・設備が技術基準に適合し、貯蔵・取扱いが公共の安全等に支障を及ぼすおそれがないこと
- エ．危険物の市場価格が一定額以下であること

答え・解説

正答：ウ

ア：個人の試験点数は施設許可の要件ではない。

イ：法第11条の一般的許可要件として近隣住民全員の同意を必須とはしていない。

ウ：消防法第11条第2項は、技術基準適合と公共の安全・災害防止への支障の有無を許可判断の柱としている。

エ：市場価格は危険物施設の許可基準ではない。

総合解説：施設許可は安全基準への適合性を行政が確認する制度である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0048

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：標準

新設した製造所等について、原則としていつから使用できるか。

- ア．設置許可を受けた直後から
- イ．工事を開始した時点から
- ウ．危険物取扱者を1名配置した時点から
- エ．完成検査で技術基準に適合すると認められた後

答え・解説

正答：エ

ア：設置許可だけでは工事後の適合確認が終わっていない。

イ：工事中の使用が一般に認められるわけではない。

ウ：資格者の配置だけでは施設自体の完成検査に代わらない。

エ：消防法第11条第5項の原則により、完成検査で適合が確認された後でなければ使用できない。

総合解説：許可と完成検査は別段階であり、許可を得ただけでは使用開始できない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0049

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：標準

政令で定める液体危険物タンクの工事について完成検査前検査が必要な場合、正しい説明はどれか。

- ア．所定の工程で特定事項の検査を受け、適合確認後に完成検査へ進む
- イ．完成検査前検査を受ければ設置許可は不要になる
- ウ．完成検査後に初めて完成検査前検査を受ける
- エ．完成検査前検査は危険物取扱者の免状更新手続である

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法第11条の2は、対象工事の所定工程で特定事項の適合性を検査する制度を設けている。
イ：完成検査前検査は設置・変更許可を代替しない。
ウ：名称どおり完成検査より前の工程で行う。
エ：施設の構造・設備に関する検査であり免状手続ではない。

総合解説：タンク工事では完成後に見えなくなる部分等を工程ごとに検査する仕組みがある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0050

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：応用

許可を受けた製造所等が譲渡された場合の手続として正しいものはどれか。

- ア．許可は自動失効し、必ず新設許可からやり直す
- イ．譲受人は許可を受けた者の地位を承継し、遅滞なく市町村長等へ届け出る
- ウ．譲渡後30日間は無届でよい
- エ．危険物保安監督者への口頭連絡だけで足りる

答え・解説

正答：イ

- ア：法は一定の承継制度を設けており、常に新設許可からやり直す仕組みではない。
イ：消防法第11条第6項は、譲渡・引渡しによる地位承継と遅滞ない届出を定める。
ウ：届出は「遅滞なく」であり一律30日という規定ではない。
エ：行政への法定届出が必要で、内部連絡だけでは足りない。

総合解説：施設の許可地位は一定の要件で承継されるが、届出義務が伴う。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0051

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：応用

製造所等の位置・構造・設備は変更せず、貯蔵する危険物の品名・数量または指定数量の倍数を変更する場合の原則的な手続として正しいものはどれか。

- ア．必ず施設の変更許可を受ける
- イ．変更後10日以内に消防署長へ口頭報告する
- ウ．変更しようとする日の10日前までに市町村長等へ届け出る
- エ．手続は一切不要である

答え・解説

正答：ウ

- ア：位置・構造・設備を変えない品名等の変更は、法第11条の変更許可とは別の届出制度がある。
- イ：原則は変更前10日前までの届出であり、変更後の口頭報告ではない。
- ウ：消防法第11条の4は、位置・構造・設備を変えずに品名等を変更する場合の事前届出を定める。
- エ：品名・数量・倍数の変更には法定届出がある。

総合解説：「施設変更」と「危険物の品名・数量等の変更」を手続面で区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0052

製造所等・許認可 > 設置・変更許可・完成検査 | 難易度：応用

許可を受けずに製造所等の位置・構造・設備を変更し、さらに完成検査前に使用した場合に関する説明として適切なものはどれか。

- ア．危険物取扱者が立ち会えば常に適法となる
- イ．指定数量の倍数が10未満なら自動的に適法となる
- ウ．完成検査を後日受ければ無許可変更は最初からなかったことになる
- エ．許可取消しや使用停止命令の対象となり得る

答え・解説

正答：エ

- ア：資格者の立会いは施設許可違反を治癒しない。
- イ：倍数だけで無許可変更が適法化する規定ではない。
- ウ：後日の検査で過去の手続違反が当然に消滅するわけではない。
- エ：消防法第12条の2は、無許可変更や完成検査前使用等を許可取消し・使用停止命令の事由としている。

総合解説：施設規制は手続違反にも厳格であり、許可・検査を順序どおり行う必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0053

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：基礎

指定数量以上の危険物を製造所等以外の場所で仮に貯蔵・取り扱うことが承認される場合、消防法上の期間上限は原則何日か。

- ア．消防法上の仮貯蔵・仮取扱いの上限として10日以内
- イ．短期届出の感覚を混同して3日以内
- ウ．一般的な月単位の期間と混同して30日以内
- エ．長期保管期間と混同して90日以内

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第10条第1項ただし書は、所轄消防長または消防署長の承認を受けた場合に10日以内の仮貯蔵・仮取扱いを認める。

イ：3日ではない。

ウ：30日ではなく10日以内である。

エ：90日ではない。

総合解説：仮貯蔵・仮取扱いの代表的数値は「10日以内」。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0054

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：基礎

消防法第10条第1項ただし書による仮貯蔵・仮取扱いの承認を行う者は誰か。

- ア．市町村議会
- イ．所轄消防長または消防署長
- ウ．危険物保安監督者
- エ．消防試験研究センター

答え・解説

正答：イ

ア：議会の承認制度ではない。

イ：法は所轄消防長または消防署長の承認を要件としている。

ウ：危険物保安監督者は事業所内の保安監督を担う者で、行政上の承認権者ではない。

エ：試験実施機関は仮貯蔵の承認権者ではない。

総合解説：施設設置許可の「市町村長等」と、仮貯蔵承認の「消防長・消防署長」を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0055

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：標準

製造所等の変更工事中に認められる「仮使用」について正しいものはどれか。

- ア．変更工事部分そのものを無条件で利用できる
- イ．新設工事の施設全体を完成検査なしで利用できる
- ウ．変更工事に係る部分以外の全部または一部について、市町村長等の承認を受けて利用できる
- エ．危険物取扱者がいれば行政承認なしで利用できる

答え・解説

正答：ウ

ア：工事対象部分を無条件に使える制度ではない。

イ：新設施設全体の完成検査を不要にする制度ではない。

ウ：消防法第11条第5項ただし書は、変更工事に係る部分以外の部分について承認を受けた場合の仮使用を認める。

エ：市町村長等の承認が必要である。

総合解説：仮使用は「変更工事中の非工事部分」が核心である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0056

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：標準

「仮使用」と「仮貯蔵・仮取扱い」の違いとして正しいものはどれか。

- ア．両者は全く同じ制度で呼び方だけが違う
- イ．仮使用は指定数量未満だけ、仮貯蔵は指定数量以上だけを対象とするという違いだけである
- ウ．仮貯蔵は完成検査に合格した施設だけで行う制度である
- エ．仮使用は既存製造所等の変更工事に伴う使用、仮貯蔵・仮取扱いは製造所等以外の場所での一時的な貯蔵・取扱いに関する制度

答え・解説

正答：エ

ア：仮使用と仮貯蔵・仮取扱いは別制度である。

イ：仮使用の本質は変更工事中の施設部分の使用であり、単純な数量区分ではない。

ウ：仮貯蔵・仮取扱いは製造所等以外の場所で一時的に行う例外制度である。

エ：両制度は対象場面と根拠条文が異なる。

総合解説：用語が似ているが、場面・承認権者・期間規制を分けて覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0057

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：標準

イベント会場で指定数量以上の危険物を5日間だけ製造所等以外の場所で取り扱う必要がある。消防法上の原則的な対応として適切なものはどれか。

ア．事前に所轄消防長または消防署長の承認を受け、10日以内の仮取扱いとして行うことを検討する

イ．5日間なら承認不要である

ウ．危険物取扱者免状を持つ者がいれば場所の規制はなくなる

エ．30日以内なら届出だけでよい

答え・解説

正答：ア

ア：指定数量以上を製造所等以外で扱う例外は、消防長または消防署長の承認を受けた10日以内の仮貯蔵・仮取扱いである。

イ：短期間でも指定数量以上なら無承認でよいとはされていない。

ウ：資格者の存在だけで施設・場所の規制が解除されるわけではない。

エ：30日以内という基準ではない。

総合解説：実務事例では「指定数量以上」「製造所等以外」「10日以内」「承認」をセットで判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0058

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：標準

指定数量以上の危険物の貯蔵・取扱いに関する原則と例外の関係として正しいものはどれか。

ア．原則としてどこでも貯蔵でき、製造所等は任意である

イ．原則は所定の製造所等で行い、承認を受けた10日以内の仮貯蔵・仮取扱いは例外である

ウ．仮貯蔵の承認を受ければ期間制限はない

エ．指定数量以上でも屋外なら製造所等の規制を受けない

答え・解説

正答：イ

ア：指定数量以上は原則として法定施設での貯蔵・取扱いが必要である。

イ：消防法第10条は指定数量以上について場所を限定し、ただし書で短期の例外を置く。

ウ：仮貯蔵・仮取扱いは10日以内という期間制限がある。

エ：屋外であることだけで規制対象外にはならない。

総合解説：例外規定は原則を置き換えるものではなく、要件を満たす場合に限定される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0059

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：応用

既存の貯蔵所で設備変更工事を行う。工事に全く関係しない別区画を工事期間中も使用したい。完成検査前の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．承認なしに使用を継続する
- イ．工事部分も含め施設全体を自由に使用する
- ウ．市町村長等の承認を受けて、その非工事部分の仮使用を行う
- エ．消防署長への電話連絡だけで仮使用する

答え・解説

正答：ウ

ア：法定承認を経ずに仮使用するのは適切でない。

イ：工事対象部分を含め無制限に使用できる制度ではない。

ウ：変更工事に係る部分以外は、市町村長等の承認を得れば完成検査前でも仮使用できる場合がある。

エ：仮使用は法第11条第5項ただし書の承認制度で、単なる電話連絡では足りない。

総合解説：仮使用では「どの部分が工事対象外か」を明確にして承認を受ける必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0060

製造所等・許認可 > 仮使用・仮貯蔵・仮取扱い | 難易度：応用

仮貯蔵・仮取扱いと仮使用の承認権者の対応として正しいものはどれか。

- ア．仮貯蔵・仮取扱い―総務大臣のみ、仮使用―危険物保安監督者
- イ．仮貯蔵・仮取扱い―市町村議会、仮使用―消防試験研究センター
- ウ．仮貯蔵・仮取扱い―危険物取扱者、仮使用―警察署長
- エ．仮貯蔵・仮取扱い―所轄消防長または消防署長、仮使用―市町村長等

答え・解説

正答：エ

ア：いずれも法定の承認主体ではない。

イ：議会や試験機関の承認制度ではない。

ウ：資格者や警察署長がこの承認を行う制度ではない。

エ：法第10条ただし書と法第11条第5項ただし書で、承認主体が異なる。

総合解説：頻出の混同点なので、制度名・条文・承認主体を対応づけて覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0061

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：基礎

危険物取扱者免状の種類として正しい組合せはどれか。

- ア．甲種・乙種・丙種
- イ．甲種・乙種・丁種
- ウ．一種・二種・三種
- エ．上級・中級・初級

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第13条の2は甲種・乙種・丙種の3種類を定めている。

イ：丁種は危険物取扱者免状の種類ではない。

ウ：この分類は危険物取扱者免状の法定名称ではない。

エ：このような級別ではない。

総合解説：免状の基本3種類は甲・乙・丙である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0062

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：基礎

乙種第6類危険物取扱者が自ら取り扱うことができる危険物の範囲として正しいものはどれか。

- ア．すべての類の危険物
- イ．第6類危険物
- ウ．第1類と第6類の両方
- エ．第4類危険物だけ

答え・解説

正答：イ

ア：すべての類を扱えるのは甲種である。

イ：乙種免状は交付を受けた類の危険物を取り扱うことができる。乙6は第6類が対象である。

ウ：乙6だけで第1類を扱えるわけではない。

エ：第4類を扱うには原則として乙4等の該当資格が必要である。

総合解説：乙種は類ごとの資格である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0063

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：基礎

甲種危険物取扱者が取り扱うことのできる危険物の範囲として正しいものはどれか。

- ア．第4類のみ
- イ．第1類と第6類のみ
- ウ．すべての種類の危険物
- エ．指定数量未満の危険物のみ

答え・解説

正答：ウ

ア：第4類だけに限定されない。

イ：第1類と第6類だけに限定されない。

ウ：甲種はすべての種類の危険物を取り扱うことができる。

エ：指定数量未満だけに限定される資格ではない。

総合解説：甲種は全類、乙種は免状の類、丙種は限定された第4類危険物という大枠を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0064

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：標準

製造所等で危険物取扱者免状を持たない者が危険物を取り扱う場合、原則として必要な条件はどれか。

- ア．丙種危険物取扱者なら類を問わず立ち会える
- イ．施設所有者の許可だけでよい
- ウ．指定数量の倍数が1未満なら必ず無立会いでよい
- エ．その危険物について立会い資格のある甲種または乙種危険物取扱者が立ち会う

答え・解説

正答：エ

ア：丙種には他者の取扱作業への立会い権限はない。

イ：施設内部の許可だけでは法定立会い要件を代替できない。

ウ：製造所等における資格者立会いの規定は単純に倍数1未満で消えるものではない。

エ：消防法第13条第3項は、危険物取扱者以外の者の取扱いに甲種または乙種の立会いを求める。

総合解説：立会いは「甲種または乙種」で、かつその危険物を扱える範囲でなければならない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0065

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：標準

丙種危険物取扱者の権限について正しいものはどれか。

ア．指定された第4類危険物を自ら取り扱うことはできるが、他人の取扱作業に立ち会うことはできない

イ．すべての危険物について取扱いと立会いができる

ウ．第6類危険物についてのみ立会いができる

エ．危険物を一切取り扱うことができない

答え・解説

正答：ア

ア：丙種は法令で定める限定された第4類危険物の取扱いはできるが、立会い資格は甲種・乙種に限られる。

イ：これは甲種に近い権限であり丙種ではない。

ウ：丙種は第6類の立会い資格ではない。

エ：丙種には一定の第4類危険物の取扱権限がある。

総合解説：「取扱い」と「立会い」は別権限であり、丙種は後者を持たない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0066

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：標準

危険物取扱者免状を交付する者は誰か。

ア．市町村長

イ．都道府県知事

ウ．消防署長

エ．総務大臣

答え・解説

正答：イ

ア：市町村長ではない。

イ：消防法第13条の2第3項により、試験に合格した者に対し都道府県知事が免状を交付する。

ウ：消防署長ではない。

エ：総務大臣が直接各免状を交付する制度ではない。

総合解説：試験実施機関と免状交付権者を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0067

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：標準

乙種第6類免状を持つ者が、無資格者の危険物取扱作業に立ち会える範囲として正しいものはどれか。

- ア．第1類から第6類までのすべて
- イ．第1類危険物のみ
- ウ．第6類危険物の取扱作業
- エ．第4類危険物のみ

答え・解説

正答：ウ

- ア：全類の立会いは甲種の範囲である。
イ：乙6は第1類の立会い資格ではない。
ウ：乙種は免状の類に応じた危険物について取扱い・立会いができる。乙6は第6類である。
エ：乙6は第4類の立会い資格ではない。

総合解説：乙種の立会い権限は取得類に限定される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0068

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：標準

危険物取扱者が消防法等に違反した場合の免状返納命令について、原則として正しいものはどれか。

- ア．勤務先の危険物保安監督者が免状を取り消す
- イ．所轄警察署長が必ず免状を失効させる
- ウ．消防試験研究センターが自動的に免状を抹消する
- エ．免状を交付した都道府県知事が返納を命ずることができる

答え・解説

正答：エ

- ア：危険物保安監督者に免状取消権はない。
イ：警察署長が法定の返納命令権者ではない。
ウ：試験機関がこの条文に基づく返納命令を行うわけではない。
エ：消防法第13条の2第5項は、免状を交付した都道府県知事による返納命令を定める。

総合解説：資格に関する行政処分の主体も整理しておく。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0069

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：応用

乙種第6類の免状を持たない作業員が、第6類危険物を製造所で取り扱う。適法な取扱いのための条件として最も適切なものはどれか。

- ア．第6類を取り扱える甲種または乙種危険物取扱者の立会いを受ける
- イ．丙種危険物取扱者の立会いを受ける
- ウ．作業員が10年以上勤務していれば無立会いでよい
- エ．危険物の量が300kg未満なら製造所内でも無条件でよい

答え・解説

正答：ア

- ア：無資格者は、対象危険物について資格を持つ甲種または乙種の立会いのもとで取り扱う。
イ：丙種には第6類の立会い資格がない。
ウ：実務経験年数だけで危険物取扱者の資格に代わることはない。
エ：施設内の取扱い資格規制を単純に数量だけで免除する規定ではない。

総合解説：「誰が」「何類を」「どの資格者の立会いで」扱うかを具体的に判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0070

危険物取扱者・保安体制 > 免状・取扱い・立会い | 難易度：応用

ある者が乙種第4類と乙種第6類の両方の免状を持っている。この者が立会いできる範囲として正しいものはどれか。

- ア．第1類から第6類までのすべて
- イ．第4類および第6類の危険物の取扱作業
- ウ．第5類だけ
- エ．第4類または第6類のいずれか一方を選択しなければならない

答え・解説

正答：イ

- ア：全類の権限になるわけではなく、取得していない類には及ばない。
イ：複数の乙種免状を持つ場合、それぞれの取得類について取扱い・立会いができる。
ウ：第5類の免状を持っていないため第5類の権限はない。
エ：複数取得した乙種の権限は併存し、どちらか一方を放棄する必要はない。

総合解説：乙種の権限は取得類ごとに積み上がる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0071

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：基礎

危険物保安監督者に選任できる者の要件として正しいものはどれか。

- ア．丙種危険物取扱者であれば実務経験を問わない
- イ．無資格者でも管理職ならよい
- ウ．甲種または乙種危険物取扱者で、6か月以上の危険物取扱いの実務経験を有する者
- エ．消防設備士であれば危険物取扱経験は不要である

答え・解説

正答：ウ

- ア：丙種は危険物保安監督者の選任要件に含まれない。
 - イ：管理職という身分だけでは資格要件を満たさない。
 - ウ：消防法第13条第1項は、甲種または乙種で6か月以上の実務経験を有する者から選任することを求める。
 - エ：消防設備士資格はこの選任要件の代替ではない。
- 総合解説：「甲または乙」＋「6か月以上の実務経験」が重要。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0072

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：基礎

危険物施設保安員の主な役割として最も適切なものはどれか。

- ア．危険物取扱者試験の採点を行う
- イ．市町村長に代わって施設の設置許可を出す
- ウ．危険物の市場価格を監視する
- エ．製造所等の構造および設備に係る保安のための業務を行う

答え・解説

正答：エ

- ア：試験採点は指定試験機関等の試験事務である。
 - イ：設置許可は市町村長等の行政権限である。
 - ウ：価格監視は危険物施設保安員の法定業務ではない。
 - エ：消防法第14条は、危険物施設保安員に施設の構造・設備に係る保安業務を行わせる制度を定める。
- 総合解説：保安監督者が取扱作業の監督、施設保安員が構造・設備の保安という役割分担を整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0073

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：基礎

製造所等で新たに危険物保安監督者を選任した。事業者が行うべき法定手続はどれか。

- ア．遅滞なく市町村長等に届け出る
- イ．次回の完成検査まで届出不要
- ウ．選任から3年後に届け出る
- エ．本人が消防試験研究センターへだけ届け出る

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法第13条第2項は、選任したとき遅滞なく市町村長等へ届け出ることを定める。
- イ：完成検査まで待つ制度ではない。
- ウ：3年後ではなく遅滞なくである。
- エ：届出先は市町村長等であり、試験機関だけへの届出ではない。

総合解説：選任だけでなく解任時も同様に届出が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0074

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：標準

乙種第6類免状と6か月以上の実務経験を持つ者を危険物保安監督者に選任する場合、適切な考え方はどれか。

- ア．第1類から第6類まで全てを監督させられる
- イ．その者が取り扱うことのできる第6類危険物の取扱作業について保安監督させる
- ウ．免状の類に関係なく施設内の全危険物を監督させられる
- エ．乙種は保安監督者に選任できない

答え・解説

正答：イ

- ア：乙6だけでは全類を取り扱う資格はない。
- イ：保安監督者は、資格者が取り扱うことのできる危険物の取扱作業について監督する。
- ウ：免状の取扱範囲を超えて監督させることはできない。
- エ：乙種も要件を満たせば選任可能である。

総合解説：乙種で保安監督者になる場合は、取得類と施設で扱う危険物の対応が重要。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0075

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：標準

危険物保安監督者と危険物施設保安員の役割の違いとして適切なものはどれか。

- ア．両者は名称だけ違い業務は完全に同一である
- イ．施設保安員だけが危険物取扱者免状の交付権を持つ
- ウ．保安監督者は主に危険物取扱作業の保安監督、施設保安員は主に構造・設備の保安業務を担う
- エ．保安監督者は税務、施設保安員は労務管理を担当する

答え・解説

正答：ウ

- ア：別制度であり、役割が完全に同一ではない。
- イ：免状交付は都道府県知事の権限である。
- ウ：法は両者に異なる保安上の役割を与えている。
- エ：いずれも危険物施設の保安に関する制度であり税務・一般労務が本質ではない。

総合解説：肩書きの違いだけでなく、法定業務の焦点を区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0076

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：標準

危険物施設保安員について、消防法上の説明として正しいものはどれか。

- ア．必ず甲種危険物取扱者でなければならない
- イ．必ず消防設備士甲種でなければならない
- ウ．すべての製造所等で例外なく選任しなければならない
- エ．法第14条は一定の製造所等で選任し構造・設備の保安業務を行わせる制度で、危険物取扱者免状所持を条文上の一律要件とはしていない

答え・解説

正答：エ

- ア：甲種免状を一律必須とする条文ではない。
- イ：消防設備士資格を一律必須とする制度ではない。
- ウ：政令で定める対象施設に義務があり、全施設一律ではない。
- エ：危険物施設保安員は政令で定める製造所等が対象で、法第14条自体は危険物取扱者免状を一律の資格要件として定めていない。

総合解説：保安監督者の明確な資格要件と、施設保安員制度を混同しない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0077

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：標準

危険物保安監督者を解任した事業者に求められる法定手続はどれか。

- ア．選任時と同様に、遅滞なく市町村長等へ届け出る
- イ．解任は内部人事なので届出不要
- ウ．解任から1年以内ならいつでもよい
- エ．消防署長の口頭承認だけで足りる

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第13条第2項は選任・解任の双方について遅滞ない届出を求める。

イ：法定届出が必要である。

ウ：一律1年以内という期限ではない。

エ：口頭承認だけで法定届出に代えることはできない。

総合解説：選任だけでなく解任も届出対象である点を覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0078

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：標準

危険物保安監督者が法令違反をし、その業務を続けさせることが災害防止上支障を及ぼすおそれがある場合、市町村長等ができる措置として正しいものはどれか。

- ア．危険物保安監督者に施設の所有権を移転させる
- イ．所有者等に対して危険物保安監督者の解任を命ずることができる
- ウ．施設を自動的に国有化する
- エ．危険物取扱者試験を永久に廃止する

答え・解説

正答：イ

ア：所有権移転を命ずる制度ではない。

イ：消防法第13条の24は、一定の場合に所有者等へ保安監督者の解任を命ずることを認める。

ウ：国有化する規定ではない。

エ：個別保安監督者の問題と試験制度の廃止は無関係である。

総合解説：保安体制の実効性を確保するため、行政に解任命令権がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0079

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：応用

乙種第6類免状を取得しているが、第6類危険物の実務経験が3か月しかない者を、直ちに危険物保安監督者へ選任できるか。

- ア．できる。乙種免状があれば経験は不要である
- イ．できる。3か月あれば法定要件を満たす
- ウ．原則としてできない。6か月以上の危険物取扱い実務経験が必要である
- エ．できない。乙種は何年経験しても保安監督者になれない

答え・解説

正答：ウ

- ア：免状だけで経験要件が免除されるわけではない。
イ：3か月は6か月以上という要件に達しない。
ウ：法定要件は甲種または乙種で6か月以上の実務経験であるため、3か月では不足する。
エ：乙種も6か月以上の実務経験等を満たせば選任対象となる。

総合解説：資格種類だけでなく実務経験期間を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0080

危険物取扱者・保安体制 > 危険物保安監督者・危険物施設保安員 | 難易度：応用

ある対象施設で、危険物の取扱作業そのものの監督と、設備の点検・保安業務を明確に分担したい。法令上の役割対応として最も適切なものはどれか。

- ア．取扱作業の監督―施設保安員、免状交付―保安監督者
- イ．取扱作業の監督―消防試験委員、設備保安―都道府県公安委員会
- ウ．両業務とも危険物保安監督者以外は関与できない
- エ．取扱作業の保安監督―危険物保安監督者、構造・設備の保安業務―危険物施設保安員

答え・解説

正答：エ

- ア：免状交付は都道府県知事の権限であり、この役割分担ではない。
イ：試験委員や公安委員会は日常の施設保安担当者ではない。
ウ：施設保安員という別制度がある。
エ：法第13条と第14条は、取扱作業の保安監督と構造・設備の保安業務に対応する制度を置く。

総合解説：保安体制を人物名だけでなく業務内容と結びつける。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0081

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：基礎

消防法上、危険物の取扱作業の保安に関する講習を受ける義務がある者として正しいものはどれか。

- ア．製造所等で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者
- イ．免状を持つすべての者が、従事の有無に関係なく毎年受講する
- ウ．危険物取扱者免状を持たない一般住民
- エ．危険物を扱わない事務職員全員

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法第13条の23は、製造所等で危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とする。
イ：従事していない免状保有者まで一律に毎年受講させる規定ではない。
ウ：免状を持たない一般住民を法定対象とする講習ではない。
エ：危険物取扱作業に従事しない一般事務職員を一律対象とするものではない。

総合解説：保安講習は「免状を持っているか」だけでなく「取扱作業に従事しているか」が重要。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0082

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：基礎

製造所等で新たに危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者は、原則として従事開始日から何以内に保安講習を受ける必要があるか（法令上の例外を除く）。

- ア．3か月以内
- イ．1年以内
- ウ．2年以内
- エ．5年以内

答え・解説

正答：イ

- ア：3か月ではない。
イ：危険物の規制に関する規則第58条の14第1項は、原則として従事開始日から1年以内とする。
ウ：原則は1年以内である。
エ：5年以内ではない。

総合解説：新規従事者には1年以内という原則があり、直前2年以内の免状交付・講習受講時には特例がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0083

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：基礎

保安講習を受けた危険物取扱者が引き続き取扱作業に従事する場合、次回講習の期限の基本的な考え方として正しいものはどれか。

- ア．受講日の翌日から毎年1回
- イ．受講日から10年以内
- ウ．受講日以後の最初の4月1日から3年以内
- エ．免状の有効期限が切れるまで不要

答え・解説

正答：ウ

ア：毎年受講という規定ではない。

イ：10年周期ではない。

ウ：規則第58条の14第2項は、講習受講日後の最初の4月1日から3年以内と定める。

エ：危険物取扱者免状にはこの講習義務を免除する単純な有効期限方式はない。

総合解説：「最初の4月1日から3年以内」という数え方を正確に理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0084

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：標準

新たに取扱作業へ従事する日前2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けていた場合の保安講習について正しいものはどれか。

- ア．従事開始当日に必ず受講しなければならない
- イ．免状交付後は永久に受講不要である
- ウ．従事開始から10日以内に受講しなければならない
- エ．免状交付日後の最初の4月1日から3年以内に受講すれば足りる

答え・解説

正答：エ

ア：従事開始当日という期限ではない。

イ：免状交付で将来の講習義務が永久に免除されるわけではない。

ウ：10日以内という規定ではない。

エ：規則第58条の14第1項ただし書により、直前2年以内に免状交付または講習受講がある場合は、基準日後最初の4月1日から3年以内で足りる。

総合解説：例外規定は「日前2年以内」と「最初の4月1日から3年以内」を組み合わせ覚えて。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0085

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：標準

法令で予防規程の作成が必要とされる製造所等について、正しい説明はどれか。

- ア．火災予防のための予防規程を定め、市町村長等の認可を受ける
- イ．社内で作成すれば行政手続は一切不要である
- ウ．予防規程は危険物取扱者個人の私的な学習計画である
- エ．すべての少量危険物施設で国土交通大臣の認可を受ける

答え・解説

正答：ア

ア：消防法第14条の2は、政令で定める製造所等の所有者等に予防規程の制定と市町村長等の認可を求める。

イ：対象施設では行政の認可が必要である。

ウ：施設の火災予防・保安のための規程であり個人学習計画ではない。

エ：認可権者・対象の説明が誤っている。

総合解説：予防規程は対象施設の安全管理を組織的に定めるルールである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0086

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：標準

危険物施設の定期点検制度について正しい説明はどれか。

- ア．危険物取扱者試験の成績を定期的に再採点する制度である
- イ．法令で対象とされる製造所等について、位置・構造・設備が技術基準に適合しているかを定期的に点検し、記録を作成・保存する制度である
- ウ．すべての危険物施設で毎日、市町村長が直接点検する制度である
- エ．点検結果は記録せず口頭で伝えればよい

答え・解説

正答：イ

ア：資格試験の再採点制度ではない。

イ：消防法の定期点検制度は、対象施設の安全維持のための自主点検と記録を求める仕組みである。

ウ：対象施設・点検方法は法令で定められ、すべてを行政が毎日直接点検する制度ではない。

エ：点検記録の作成・保存が重要である。

総合解説：定期点検は施設側の継続的な保安管理の中核であり、保安検査とは区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0087

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：標準

「保安検査」と「定期点検」の違いとして最も適切なものはどれか。

- ア．両者は名称だけ違い完全に同じ制度である
- イ．定期点検だけが行政による許可制度で、保安検査は任意である
- ウ．保安検査は法令で定める特定の施設について市町村長等が行う検査、定期点検は対象施設の所有者等が法令に従って行う点検である
- エ．保安検査は危険物取扱者個人の免状更新検査である

答え・解説

正答：ウ

ア：両者は別制度である。

イ：保安検査は一定の施設で法定義務となる。

ウ：保安検査と定期点検は主体・対象・制度目的が異なる。

エ：個人資格の更新検査ではなく施設保安の検査である。

総合解説：試験では「誰が」「何を」「どの制度で」点検・検査するかが問われやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0088

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：標準

消防法上の保安検査の対象について正しい説明はどれか。

- ア．すべての屋内貯蔵所が毎月必ず対象となる
- イ．危険物取扱者免状を持つ個人が対象である
- ウ．指定数量未満の家庭用灯油容器だけが対象である
- エ．政令で定める屋外タンク貯蔵所または移送取扱所など、法令で対象とされた施設である

答え・解説

正答：エ

ア：すべての屋内貯蔵所を毎月行政検査する制度ではない。

イ：施設の保安検査であり個人免状が対象ではない。

ウ：家庭用少量容器だけを対象とする制度ではない。

エ：消防法第14条の3は、政令で定める屋外タンク貯蔵所または移送取扱所について保安検査を求める。

総合解説：保安検査は大規模・重要な施設等を対象とする行政検査である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0089

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：標準

危険物施設の保安制度と対象・目的の対応として正しいものはどれか。

- ア．保安講習—危険物取扱作業に従事する危険物取扱者、予防規程—対象製造所等の火災予防ルール、保安検査—対象施設に対する行政検査
- イ．保安講習—建物の完成検査、予防規程—個人免状、保安検査—危険物取扱者試験
- ウ．保安講習—住民説明会、予防規程—税務申告、保安検査—運転免許更新
- エ．保安講習—危険物の販売価格審査、予防規程—市場規制、保安検査—商品検品

答え・解説

正答：ア

- ア：3制度の対象・目的を正しく対応させた組合せである。
- イ：制度の対象を取り違えている。
- ウ：いずれも消防法上の危険物保安制度の説明ではない。
- エ：危険物保安制度を市場・商品検査制度と混同している。

総合解説：保安講習は「人」、予防規程は「組織ルール」、保安検査は「施設」と整理すると理解しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0090

危険物取扱者・保安体制 > 保安講習・予防規程・定期点検・保安検査 | 難易度：応用

ある大規模危険物施設で、対象者の保安講習、施設内の予防規程、法定の定期点検および保安検査が問題となっている。最も適切な考え方はどれか。

- ア．どれか1つ実施すれば他の義務はすべて免除される
- イ．各制度は対象者・対象施設・実施主体・周期等が異なるため、個別の法令要件を確認してそれぞれ履行する
- ウ．危険物保安監督者を1人置けば講習・点検・検査は不要になる
- エ．完成検査に合格した施設は以後すべての保安制度の対象外となる

答え・解説

正答：イ

- ア：各制度は独立した義務として併存し得る。
- イ：これらは相互に代替する制度ではなく、該当する要件ごとに履行する必要がある。
- ウ：保安監督者選任は他の保安義務を一括免除しない。
- エ：完成検査後も継続的な維持・点検・講習・検査等の制度がある。

総合解説：危険物規制は、設置時の許可・検査だけでなく、供用後の継続的な保安管理まで多層的に構成されている。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0091

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：基礎

製造所等における危険物の貯蔵・取扱いについて、共通基準に適合するものはどれか。

- ア．許可又は届出に係る品名・数量等の範囲内で貯蔵し、又は取り扱う。
- イ．安全設備があれば、許可された品名と異なる危険物を自由に取り扱える。
- ウ．一時的であれば、許可された指定数量の倍数を超えても手続は不要である。
- エ．危険物取扱者が立ち会えば、許可数量の上限は適用されない。

答え・解説

正答：ア

ア：政令の共通基準では、許可・届出に係る品名や数量等を超えて貯蔵・取扱いをしないことが求められる。

イ：安全設備の有無だけで、許可・届出内容と異なる危険物の取扱いが当然に認められるわけではない。

ウ：一時的であることを理由に共通基準を無視できるわけではない。

エ：危険物取扱者の立会いは、許可・届出された貯蔵・取扱いの範囲を拡張する制度ではない。

総合解説：製造所等では、許可・届出された品名や数量等を前提に安全管理が設計されている。実際の貯蔵・取扱いもその範囲に適合させる必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0092

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：基礎

製造所等における火気の取扱いに関する共通基準として正しいものはどれか。

- ア．危険物取扱者がいれば、火気は場所を問わず使用できる。
- イ．みだりに火気を使用しない。
- ウ．営業時間外であれば、火気使用の制限は適用されない。
- エ．消火器を1本置けば、火気使用に関する制限はなくなる。

答え・解説

正答：イ

ア：資格者の存在だけで火気使用が自由になるわけではない。

イ：政令は、製造所等でみだりに火気を使用しないことを共通基準として定めている。

ウ：営業時間の内外で共通基準が消滅するものではない。

エ：消火器の設置は、火気管理義務を代替するものではない。

総合解説：危険物施設では、点火源を不用意に持ち込まないことが事故防止の基本であり、火気使用は厳格に管理される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0093

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：基礎

製造所等への人の出入りについて、法令上の共通基準に合致するものはどれか。

- ア．来訪者であれば、危険物施設内を自由に移動させてよい。
- イ．18歳以上であれば、係員でなくても自由に立ち入れる。
- ウ．係員以外の者をみだりに出入りさせない。
- エ．施設の所有者が口頭で許可すれば、危険区域への立入制限は不要になる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：来訪者であることのみを理由に自由な出入りを認めることは共通基準に反する。
- イ：年齢は、係員以外の者をみだりに出入りさせないという基準の代替条件ではない。
- ウ：政令は、係員以外の者をみだりに出入りさせないことを共通基準として定めている。
- エ：所有者の口頭許可だけで安全上必要な立入管理が不要になるわけではない。

総合解説：危険物施設では、事故の防止と緊急時の管理のため、必要な者以外の不用意な立入りを防止する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0094

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：基礎

製造所等の作業場所に空箱や不要な資材が多数置かれている。共通基準上、最も適切な対応はどれか。

- ア．避難経路を塞いでいなければ、不要物を恒常的に置いてよい。
- イ．危険物と直接接触しない物なら、数量に関係なく積み上げてよい。
- ウ．月に1回だけ一斉清掃すれば、日常の整理は不要である。
- エ．常に整理・清掃を行い、不要な物件をみだりに置かない。

答え・解説

正答：エ

- ア：避難経路だけでなく、製造所等全体の整理・清掃が共通基準で求められる。
- イ：直接接触しなくても、不必要な物件の放置は認められない。
- ウ：法令は「常に」整理・清掃を行う趣旨であり、月1回だけで足りるとはいえない。
- エ：政令は、常に整理・清掃を行い、空箱その他の不必要な物件をみだりに置かないことを求めている。

総合解説：不要物は延焼・転倒・作業障害など二次的な危険を増やすため、日常的な整理と清掃が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0095

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：標準

危険物のくず、かす等の処理に関する共通基準として正しいものはどれか。

- ア．1日に1回以上、危険物の性質に応じて安全な場所で廃棄その他適当な処置をする。
- イ．1週間に1回まとめて処理すればよい。
- ウ．危険物取扱者が保管場所を確認すれば、廃棄せず無期限に置ける。
- エ．危険物の性質にかかわらず、すべて水で希釈して排出する。

答え・解説

正答：ア

ア：政令は、危険物のくず・かす等を1日に1回以上、安全な場所で適切に処置することを求めている。

イ：法令上の基準は1日に1回以上であり、週1回では足りない。

ウ：確認だけで適正処置義務がなくなるわけではない。

エ：危険物の性質に応じた安全な処置が必要であり、一律に水で処理できない。

総合解説：くず・かす等を長時間蓄積すると反応・発熱・漏えい等の危険が増すため、性質に応じた頻度と方法で処理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0096

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：標準

光や熱、蒸気の滞留によって危険性が増すおそれのある危険物を貯蔵・取扱いする場合の考え方として正しいものはどれか。

- ア．危険物の種類にかかわらず、遮光も換気も行わない。
- イ．危険物の性質に応じ、建築物や設備について遮光又は換気を行う。
- ウ．換気は臭気対策だけなので、危険物規制とは関係しない。
- エ．窓を常時閉鎖していれば、危険物の性質を考慮する必要はない。

答え・解説

正答：イ

ア：性質に応じた環境管理が必要である。

イ：政令は、危険物の性質に応じて遮光又は換気を行うことを共通基準としている。

ウ：換気は危険な蒸気等の滞留防止にも関係する重要な安全措置である。

エ：一律の閉鎖ではなく、危険物の性質に応じた措置が求められる。

総合解説：遮光・換気は、危険物の分解や蒸気滞留などを防ぐための基本的な環境管理である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0097

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：標準

温度上昇により危険性が増す危険物を設備内で取り扱っている。共通基準上、適切な管理はどれか。

- ア．作業者の感覚だけで異常を判断し、計器は確認しない。
- イ．危険物の種類にかかわらず、同一の温度と圧力に固定する。
- ウ．必要な計器を監視し、その危険物の性質に応じた適正な温度・湿度・圧力を保つ。
- エ．設備が新しければ、温度・圧力の監視は不要である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：計器を用いた監視が必要であり、感覚だけに依存するのは不適切である。
イ：適正条件は危険物の性質や設備条件に応じて異なる。
ウ：政令は温度計、湿度計、圧力計等を監視し、性質に応じた適正条件を維持することを求めている。
エ：設備の新旧にかかわらず、必要な状態監視を行う。

総合解説：危険物の安全な貯蔵・取扱いには、状態量を把握して異常な温度・圧力等に至らせない管理が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0098

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：標準

液体の危険物を容器から設備へ移す作業を行う。共通基準上、最も適切なものはどれか。

- ア．少量の漏れであれば常時発生していても問題ない。
- イ．床に排水口があれば、あふれ防止措置は不要である。
- ウ．作業終了後に清掃すれば、作業中の飛散防止は不要である。
- エ．危険物が漏れ、あふれ、又は飛散しないよう必要な措置を講ずる。

答え・解説

正答：エ

- ア：量が少ないことを理由に継続的な漏えいを容認する考え方は不適切である。
イ：排水口が存在だけで漏れ・あふれ防止義務がなくなるわけではない。
ウ：事後清掃ではなく、作業中の漏えい・飛散そのものを防止する必要がある。
エ：貯蔵・取扱い時には、漏れ・あふれ・飛散を防止する措置が必要である。

総合解説：漏えい等は火災・反応・腐食・環境拡散の起点となるため、作業方法や設備によって発生を予防する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0099

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：標準

危険物の貯蔵中に異物が混入すると反応性が高まる可能性がある。共通基準上の対応として正しいものはどれか。

- ア．変質や異物の混入等によって危険性が増大しないよう必要な措置を講ずる。
- イ．異物が少量なら、反応性を確認せずそのまま使用する。
- ウ．危険物は法令上すべて安定物質なので、変質対策は不要である。
- エ．異物混入対策は製造所だけに必要で、貯蔵所には関係しない。

答え・解説

正答：ア

- ア：政令は、危険物の変質や異物混入等による危険性の増大を防ぐことを求めている。
- イ：少量でも危険性が増大する可能性があり、無条件に継続使用すべきではない。
- ウ：危険物は性質に応じて変質・反応等の管理が必要である。
- エ：共通基準として、製造所等の貯蔵・取扱い全般に関係する。

総合解説：危険物は混入物や経時変化によって危険性が変わる場合があるため、品質・純度・容器管理を含めて予防する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0100

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：標準

危険物を取り扱っていた配管を溶接修理する必要がある。共通基準上、最も適切な手順はどれか。

- ア．配管内に危険物が残っていても、短時間ならそのまま溶接する。
- イ．安全な場所で危険物を完全に除去した後に修理する。
- ウ．表面だけ拭き取れば、内部に危険物が残っていてもよい。
- エ．危険物取扱者が立ち会えば、除去作業を省略できる。

答え・解説

正答：イ

- ア：残存危険物がある状態で火花・熱を伴う修理を行うことは極めて危険で、基準に反する。
- イ：危険物が残存し、又は残存のおそれがある設備等の修理は、安全な場所で危険物を完全に除去してから行う。
- ウ：内部を含め危険物を完全に除去することが必要である。
- エ：資格者の立会いは危険物除去の代替にはならない。

総合解説：修理・溶接等は着火源や設備開放を伴うため、残存危険物を確実に除去してから実施する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0101

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：応用

危険物を容器に収納して製造所等で貯蔵する場合、法令上の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．容器の材質は問われず、漏れていなければどの容器でもよい。
- イ．外観にさけめがあっても、二重に積めば使用できる。
- ウ．危険物の性質に適応し、破損・腐食・さけめ等のない容器を用いる。
- エ．容器の適合性は運搬時だけの規制であり、施設内貯蔵には関係しない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：漏れがまだ発生していなくても、危険物と反応・腐食する材質などは不適切である。
イ：損傷した容器をそのまま使用することは基準に適合しない。
ウ：共通基準は、収納容器が危険物の性質に適応し、損傷や腐食等がないことを求めている。
エ：製造所等で容器に収納して貯蔵・取扱いする場合にも適合性が求められる。

総合解説：容器は危険物を隔離する最初の安全障壁であるため、材質適合性と健全性の双方を確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0102

貯蔵・取扱い・運搬 > 貯蔵・取扱いの共通基準 | 難易度：応用

危険物施設で、不要物の放置、計器の未確認、容器の乱暴な取扱いが同時に見つかった。最も適切な評価はどれか。

- ア．消火器が設置されていれば、これらの不備は問題にならない。
- イ．危険物取扱者が勤務していれば、施設管理上の不備はすべて許容される。
- ウ．事故がまだ起きていなければ、法令上の是正は不要である。
- エ．いずれも貯蔵・取扱いの共通基準に関係するため、個別に是正し継続管理する必要がある。

答え・解説

正答：エ

- ア：消火設備の設置は、日常の貯蔵・取扱い基準を免除しない。
イ：資格者の配置と、施設における具体的な安全管理義務は別の要件である。
ウ：事故発生前から技術上の基準を守り、予防的に是正する必要がある。
エ：整理清掃、状態監視、容器の安全な取扱いはいずれも共通基準に含まれ、相互に代替できない。

総合解説：危険物規制は事故後対応だけでなく、日常の整理、状態管理、容器管理など複数の予防措置を積み重ねる仕組みである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0103

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：基礎

消防法上、「運搬」と「移送」の区別として正しいものはどれか。

- ア．車両に固定されたタンクで危険物を運ぶ形態は「移送」とされ、容器入り危険物を車両等で運ぶ形態は「運搬」として扱われる。
- イ．車両を使えばすべて「運搬」であり、「移送」という区分はない。
- ウ．危険物取扱者が同乗する場合だけ「移送」と呼ぶ。
- エ．指定数量未滿を運ぶ場合を「移送」、以上を「運搬」と呼ぶ。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法の体系では、移動タンク貯蔵所による移送は貯蔵・取扱い側、容器入り危険物は運搬側の規制で整理される。

イ：固定タンクによる移送と、容器による運搬は法令上区別されている。

ウ：区分は同乗者の有無ではなく、危険物を運ぶ形態による。

エ：指定数量の大小で用語を分けるわけではない。

総合解説：「運搬」と「移送」は試験で混同しやすい。タンクローリー等の移動タンク貯蔵所は移送、容器を積載して運ぶ場合は運搬と整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0104

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：基礎

危険物を容器に入れて車両で運搬する場合の技術上の基準について、最も適切な説明はどれか。

- ア．指定数量未滿なら消防法上の運搬基準は一切適用されない。
- イ．運搬については、指定数量未滿であっても法第16条に基づく容器・積載方法・運搬方法の基準に従う必要がある。
- ウ．運搬基準は鉄道だけに適用され、車両には適用されない。
- エ．危険物取扱者が運転すれば、容器基準は適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：指定数量未滿でも運搬基準そのものは適用される。

イ：消防法第16条の運搬基準は、指定数量以上に限定した規定ではない。指定数量以上ではさらに車両標識や消火器等の基準が加わる。

ウ：車両による危険物運搬も法令上の基準対象である。

エ：資格者の運転で運搬容器の技術基準が免除されるわけではない。

総合解説：指定数量は、施設規制や車両運搬時の追加措置の判断に重要だが、運搬の基本基準が指定数量未滿で消滅するわけではない。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0105

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：基礎

指定数量以上の危険物を車両で運搬するときに掲げる標識として正しいものはどれか。

- ア．白地に赤字で「危険物」と表示し、車両の左側面だけに掲げる。
- イ．赤地に白字で「火気厳禁」と表示し、車内に置く。
- ウ．0.3メートル平方の黒地の板に、黄色の反射性材料で「危」と表示し、車両の前後の見やすい箇所に掲げる。
- エ．標識の大きさや色は運転者が自由に決めてよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：法定標識は黒地に黄色の「危」で、前後に掲げる。
- イ：これは運搬車両の法定「危」標識の仕様ではない。
- ウ：規則は、指定数量以上を車両運搬する場合の「危」標識について寸法・色・掲示位置を定めている。
- エ：規則で0.3メートル平方、黒地・黄色反射表示等が定められている。

総合解説：運搬車両の標識は、周囲や消防機関等に危険物を積載していることを明確に示すための重要な表示である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0106

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：標準

危険物を容器に収納して車両で運搬する際の取扱いとして適切なものはどれか。

- ア．荷崩れしやすくても、短距離なら固定しなくてよい。
- イ．危険物容器は、衝撃を加えて荷台の隙間に押し込んでよい。
- ウ．容器が密閉されていれば、車両の急発進・急制動は安全上問題にならない。
- エ．運搬中に容器が著しく摩擦したり動揺したりしないよう注意して積載・運転する。

答え・解説

正答：エ

- ア：距離が短くても、運搬中の転倒・破損等を防ぐ積載が必要である。
- イ：衝撃や粗暴な取扱いは危険物の漏えい・反応等につながるため不適切である。
- ウ：密閉だけでは動揺や衝撃による破損等を防げない。
- エ：運搬方法の技術上の基準では、危険物又は運搬容器に著しい摩擦・動揺を生じさせないようにすることが求められる。

総合解説：運搬では、容器の性能だけでなく、荷崩れ・摩擦・衝撃を生じさせない積載と運転が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0107

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：標準

指定数量以上の危険物を車両で運搬中、休憩のため一時停止する必要がある。最も適切な対応はどれか。

- ア．安全な場所を選び、運搬している危険物の保安に注意して一時停止する。
- イ．交通量が多くても、最短で止められる場所ならよい。
- ウ．標識を外しておけば、停止場所の安全性は考えなくてよい。
- エ．運転者が車両を離れれば、危険物の保安への配慮は不要になる。

答え・解説

正答：ア

ア：指定数量以上の車両運搬で積替え・休憩・故障等により一時停止するときは、安全な場所を選び、危険物の保安に注意する。

イ：停止場所は危険物保安上の安全性を考慮して選ぶ必要がある。

ウ：標識を外すことは基準への対応にならず、むしろ必要な表示を欠くことになる。

エ：停止中でも危険物の保安に注意する必要がある。

総合解説：指定数量以上の運搬では、走行中だけでなく休憩・故障等の停止時にも、周囲の火気・交通・第三者の接近等を考慮した保安が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0108

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：標準

指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合の消火設備について正しいものはどれか。

- ア．危険物の種類にかかわらず、水バケツだけを備えればよい。
- イ．運搬する危険物に適應する消火器を車両に備える。
- ウ．車両標識を掲げれば、消火器は不要になる。
- エ．危険物取扱者が同乗すれば、消火器は不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：危険物の性質に適應した消火器が必要である。

イ：政令は、指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合、当該危険物に適應する消火器を備えることを求めている。

ウ：標識と消火器は別々の要件で、相互に代替しない。

エ：資格者の同乗は、運搬車両の消火器設置義務を免除しない。

総合解説：初期消火の実効性を確保するため、運搬する危険物に適應した消火器を準備する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0109

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：標準

危険物を収納した運搬容器を積み重ねる場合、法令上定められている高さとして正しいものはどれか。

- ア．1メートル以下である。
- イ．5メートル以下である。
- ウ．原則として3メートル以下である。
- エ．高さの上限はなく、車両の荷台寸法だけで決まる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：一律1メートル以下ではない。
- イ：法定の積み重ね高さは3メートル以下である。
- ウ：危険物の規制に関する規則は、運搬容器の積み重ね高さを3メートル以下と定めている。
- エ：法令上の積み重ね高さの基準がある。

総合解説：積み過ぎは荷崩れや容器破損の危険を高めるため、高さだけでなく上部荷重についても基準に適合させる必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0110

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：標準

第6類危険物と第4類危険物を、混載規制の通常適用を受ける数量で同一車両に混載しようとしている。法令上の扱いとして正しいものはどれか。

- ア．危険物取扱者が同乗すれば必ず混載できる。
- イ．容器の色を変えれば混載できる。
- ウ．第6類は液体なので、すべての類と無条件に混載できる。
- エ．原則として混載できない。

答え・解説

正答：エ

- ア：資格者の同乗は混載禁止の組合せを当然に解除しない。
- イ：容器の色は混載可否を決める条件ではない。
- ウ：液体であることだけで混載規制が免除されるわけではない。
- エ：運搬における混載基準では、第4類と第6類の組合せは混載禁止の対象となる。

総合解説：混載規制は、異種危険物が同時に事故に巻き込まれた場合の反応・延焼等を抑えるために設けられている。少量の場合の適用除外等は別途法令で確認する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0111

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：応用

第6類危険物を移動タンク貯蔵所で移送する場合の危険物取扱者に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．当該危険物を取り扱うことができる危険物取扱者を乗車させ、必要な免状を携帯して移送する。
- イ．普通自動車運転免許だけあれば、危険物取扱者は不要である。
- ウ．丙種危険物取扱者であれば、第6類を含むすべての危険物を移送できる。
- エ．免状は事業所に保管しておけばよく、移送中の携帯は不要である。

答え・解説

正答：ア

- ア：移動タンク貯蔵所の移送では、法令に適合する危険物取扱者の乗車と免状携帯が必要となる。乙種第6類であれば第6類を取り扱える資格が必要である。
- イ：移送には危険物規制上の資格者要件がある。
- ウ：丙種の取扱範囲は限定されており、第6類を取り扱う資格ではない。
- エ：移送に従事する危険物取扱者は免状を携帯する必要がある。

総合解説：容器入り危険物の「運搬」と、移動タンク貯蔵所による「移送」では資格者要件も異なる。用語だけでなく必要な保安措置をセットで整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0112

貯蔵・取扱い・運搬 > 運搬・移送 | 難易度：応用

A車は第6類危険物を容器に入れて荷台に積み、B車は車両に固定されたタンクに第6類危険物を入れて走行する。法令上の整理として最も適切なものはどれか。

- ア．A車もB車もすべて同じ「運搬」規制だけが適用される。
- イ．A車は主に「運搬」の基準、B車は移動タンク貯蔵所として「移送」を含む貯蔵・取扱いの基準が中心となる。
- ウ．A車は「移送」、B車は「運搬」である。
- エ．どちらも道路交通法だけの問題で、消防法上の規制はない。

答え・解説

正答：イ

- ア：B車の固定タンクによる危険物の移動は移送として扱われる。
- イ：消防法は容器による運搬と、固定タンクによる移送を異なる体系で規制している。
- ウ：用語の対応が逆である。
- エ：危険物の運搬・移送には消防法令上の技術基準がある。

総合解説：試験では、同じ「車で危険物を運ぶ」場面でも容器運搬か移動タンクによる移送かを見分け、標識・消火器・資格者等の要件を適用する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0113

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：基礎

製造所等に設ける標識の一般的な仕様として正しいものはどれか。

- ア．0.1メートル平方の赤い板に白文字で表示する。
- イ．大きさは自由で、文字が読めれば色の指定はない。
- ウ．幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の板を用い、原則として白地に黒文字で表示する。
- エ．車両用の0.3メートル平方の「危」標識をそのまま施設標識として用いる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：一般的な製造所等の標識の寸法・色の基準とは異なる。
- イ：法令上、一定の寸法や色の基準がある。
- ウ：危険物施設の標識は、規則・告示により大きさや色が定められている。
- エ：車両の「危」標識と施設の標識は用途・仕様が異なる。

総合解説：施設標識と運搬車両の「危」標識は混同しない。施設標識は施設の種別等を示すための表示である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0114

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：基礎

危険物施設の掲示板に表示する内容として、法令上の基本的な組合せとして適切なものはどれか。

- ア．従業員の給与額と勤務年数を表示する。
- イ．施設の売上高と取引先一覧を表示する。
- ウ．危険物取扱者試験の受験者数だけを表示する。
- エ．危険物の類・品名、最大数量、指定数量の倍数、危険物保安監督者の氏名又は職名などを表示する。

答え・解説

正答：エ

- ア：危険物施設の掲示事項ではない。
- イ：保安上必要な掲示事項ではない。
- ウ：施設の危険物情報や保安体制を示す掲示とは関係がない。
- エ：施設の掲示板には、取り扱う危険物や数量、保安責任に関する情報を表示する仕組みがある。

総合解説：掲示板は、施設内外の関係者が危険物の種類・規模・保安責任を速やかに把握できるようにするためのものと整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0115

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：標準

第6類危険物を取り扱う施設について、「第6類であるという理由だけで、法令上必ず『火気厳禁』の注意事項掲示板を設ける」とする説明は正しいか。

- ア．正しくない。注意事項掲示板の種類は危険物の類・性質ごとに定められており、第6類そのものは「火気厳禁」の対象として一律に列挙されていない。
イ．正しい。第1類から第6類まで、すべて同じ「火気厳禁」を掲示する。
ウ．正しい。ただし掲示板は黒地に黄色文字でなければならない。
エ．正しい。危険物取扱者が不在のときだけ掲示する。

答え・解説

正答：ア

- ア：「火気厳禁」は第2類の引火性固体、第3類の一定の自然発火性物品、第4類、第5類等に対応する。第6類は酸化性液体で、同じ表示規定を機械的に当てはめない。
イ：注意事項掲示は危険物の類・性質によって異なり、全類共通ではない。
ウ：「火気厳禁」の対象類の整理も色の説明も不適切である。
エ：掲示の要否は危険物取扱者の在否で切り替えるものではない。

総合解説：標識・掲示問題では、施設標識、危険物情報の掲示板、性質に応じた注意事項掲示板を分けて覚えることが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0116

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：標準

危険物の運搬容器に行う表示について、最も適切な考え方はどれか。

- ア．容器の購入価格だけを表示すればよい。
イ．内容物の品名・危険等級・化学名・数量など、法令で求められる情報を容器の種類や危険物に応じて表示する。
ウ．危険物取扱者の氏名だけを表示すればよい。
エ．同じ事業所内で使う容器なら、法令上の表示をすべて省略できる。

答え・解説

正答：イ

- ア：価格は危険物運搬の保安表示ではない。
イ：運搬容器の表示は、内容物と危険性を識別できるよう法令で定められている。具体的な表示項目は危険物・容器の区分に応じて確認する。
ウ：容器表示は内容物の危険性を識別するための情報が中心である。
エ：運搬に用いる容器の表示基準は、単に同一事業者内かどうかで一律に消滅しない。

総合解説：事故時の識別、適切な取扱い、消火活動のため、運搬容器には内容物の危険性を示す情報が必要となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0117

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：標準

第6類危険物を運搬する容器を選定する際の基本的な考え方として正しいものはどれか。

- ア．容器が透明であれば、材質や最大容積の基準は問われない。
- イ．新品の容器なら、危険物との化学的適合性を確認する必要はない。
- ウ．危険物の性状、危険等級、液体・固体の別などに応じ、法令で認められた構造・材質・最大容積の容器を用いる。
- エ．運搬距離が1キロメートル未満なら、飲料用容器を自由に転用できる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：透明性は法令上の容器適合性を代替しない。
- イ：新品でも危険物と反応・腐食する材質は不適切である。
- ウ：運搬容器は内容物の性状等に応じて基準が定められており、任意の容器を用いることはできない。
- エ：運搬距離の短さで運搬容器の技術基準が免除されるわけではない。

総合解説：危険物運搬では、容器自体が漏えい防止の主要な安全要素となる。法令上の容器区分・性能・最大容積に適合させる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0118

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：標準

危険物施設の「標識」と「掲示板」の役割について最も適切なものはどれか。

- ア．どちらも同じ内容を同じ色で表示するため、片方だけでよい。
- イ．標識は従業員名簿、掲示板は会社の広告を掲示するためのもの。
- ウ．標識は運搬車両にだけで必要で、危険物施設には不要である。
- エ．標識は施設の種別等を明示し、掲示板は危険物の類・品名・数量等の保安情報や必要な注意事項を示す。

答え・解説

正答：エ

- ア：標識と掲示板にはそれぞれ法令上の役割があり、単純に代替できない。
- イ：危険物保安に必要な表示とは関係がない。
- ウ：危険物施設にも施設種別等を示す標識が必要である。
- エ：標識と掲示板は、どちらも見やすい位置に設けるが、表示する役割・内容が異なる。

総合解説：問題文中の「標識」「掲示板」「注意事項掲示」を見分けると、色・寸法・内容を混同しにくい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0119

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：応用

次のうち、指定数量以上の危険物を車両で運搬するときの表示と、危険物施設の標識を正しく区別しているものはどれか。

- ア．車両は0.3メートル平方の黒地に黄色の「危」を前後に掲げ、施設標識は原則として幅0.3メートル以上・長さ0.6メートル以上の白地に黒文字で施設種別等を示す。
- イ．車両も施設も、0.3メートル平方の黒地に黄色の「危」で統一される。
- ウ．車両は白地に黒文字、施設は黒地に黄色の「危」とする。
- エ．車両も施設も標識は任意で、掲示板だけあればよい。

答え・解説

正答：ア

- ア：運搬車両標識と危険物施設標識は、形状・色・表示内容が異なる。
- イ：施設標識は車両標識とは異なる仕様である。
- ウ：表示仕様が逆である。
- エ：法令上、必要な標識を設ける義務がある。

総合解説：標識の寸法・配色は頻出論点である。車両の「危」と施設標識を別の図として記憶するとよい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0120

貯蔵・取扱い・運搬 > 標識・掲示・容器 | 難易度：応用

第6類危険物を運搬するため、法令に適合しない材質の容器に内容物を入れ、外側だけ正しい危険物表示を付けた。評価として最も適切なものはどれか。

- ア．表示が正しければ、容器の材質は問われない。
- イ．表示が正しくても、運搬容器の構造・材質等が基準に適合しなければ適法な運搬とはいえない。
- ウ．危険物取扱者が署名すれば、容器基準は免除される。
- エ．運搬距離が短ければ、表示も容器基準も不要になる。

答え・解説

正答：イ

- ア：内容物との適合性や法定の容器基準が必要である。
- イ：運搬では「表示」と「容器性能」は別々の要件であり、表示だけで容器の不適合を補うことはできない。
- ウ：資格者の署名で容器の技術基準が免除される制度ではない。
- エ：短距離であることだけで運搬の技術基準が消滅するわけではない。

総合解説：危険物運搬の安全性は、適切な容器、正しい収納・積載、必要な表示、運搬方法のすべてを満たして確保される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0121

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：基礎

製造所等の所有者、管理者又は占有者に求められる位置・構造・設備の維持について正しいものはどれか。

- ア．完成検査済証を受けた後は、設備が劣化しても維持義務はない。
- イ．危険物取扱者が勤務していれば、設備の基準不適合は問題にならない。
- ウ．製造所等の位置・構造・設備を、法令で定める技術上の基準に適合するよう維持する。
- エ．位置・構造・設備の基準は新設時だけの設計目安で、法的義務ではない。

答え・解説

正答：ウ

- ア：完成検査後も継続して基準適合状態を維持する必要がある。
- イ：人的な資格要件と施設の技術基準は別である。
- ウ：消防法は、完成検査後も所有者等に位置・構造・設備を技術上の基準に適合するよう維持する義務を課している。
- エ：消防法上の技術基準として維持義務がある。

総合解説：危険物施設は「完成検査に合格した時点」で終わりではなく、使用期間中も基準適合性を維持することが必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0122

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：基礎

製造所、屋内貯蔵所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所などの位置・構造・設備の基準について正しいものはどれか。

- ア．すべての施設に同一の構造基準だけが適用される。
- イ．危険物の類だけで施設基準が決まり、施設の種類は関係しない。
- ウ．建築基準法だけに従えば、消防法上の施設基準は適用されない。
- エ．施設の種類や取扱形態に応じて、それぞれ異なる技術上の基準が定められている。

答え・解説

正答：エ

- ア：施設の危険特性や形態に応じて基準が分かれている。
- イ：危険物の性質に加えて、製造所等の区分が基準を左右する。
- ウ：消防法令独自の危険物施設基準がある。
- エ：危険物の規制に関する政令は、製造所・各種貯蔵所・取扱所ごとに位置・構造・設備の基準を定めている。

総合解説：施設基準問題では、まず「どの製造所等か」を特定し、その施設に対応する条文の基準を当てはめる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0123

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：基礎

液状の危険物を取り扱う製造所等の床に関する基本的な考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．危険物が浸透しない構造とし、漏れた危険物を安全に処理できるよう傾斜・貯留設備等の必要な流出防止措置を講ずる。
- イ．床材は吸水性が高いほど安全なので、危険物を吸い込む木材を用いる。
- ウ．漏えいした危険物は施設外へ自然流下させる構造が望ましい。
- エ．床の構造は危険物規制の対象ではない。

答え・解説

正答：ア

ア：液体危険物の漏えいが地盤等へ浸透・拡散しないよう、床や貯留設備等の技術基準が定められている。特例がある場合は省令等に従う。

イ：危険物が浸透しない構造が基本であり、吸収させる発想は不適切である。

ウ：危険物の施設外流出を防ぐ措置が必要である。

エ：位置・構造・設備の技術基準の重要項目である。

総合解説：液体の危険物施設では、漏えいを前提に「浸透させない・広げない・回収できる」構造を確保することが基本となる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0124

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：標準

危険物施設に換気・排出設備を設ける主な保安上の目的として最も適切なものはどれか。

- ア．建物内の見た目を良くするためだけ。
- イ．危険な蒸気やガス等の滞留を防ぎ、危険物の性質に応じた安全な環境を維持するため。
- ウ．危険物の指定数量を減らすため。
- エ．危険物取扱者の資格を不要にするため。

答え・解説

正答：イ

ア：換気設備は危険物保安上の機能を持つ。

イ：危険物の性質に応じ、換気・排出設備等により蒸気等の滞留を防ぐことは重要な施設安全対策である。

ウ：換気によって法令上の指定数量が変わるわけではない。

エ：換気設備と資格者要件は別の制度である。

総合解説：危険物施設の設備は、漏えい・蒸気・熱・静電気等の事故要因を抑える目的で配置される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0125

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：標準

可燃性蒸気が滞留するおそれのある危険物施設に電気機器を設置する場合の考え方として適切なものはどれか。

- ア．家庭用の電気機器なら種類を問わず使用できる。
- イ．配線が見えなければ、防爆等の対策は不要である。
- ウ．火花等が着火源とならないよう、危険場所に適合した電気設備・機器を使用する。
- エ．危険物が液体なら蒸気は発生しないため、電気設備の安全性は考えなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

- ア：一般家庭用であることは危険場所への適合性を意味しない。
イ：配線の外観ではなく、危険雰囲気では着火源とならないことが重要である。
ウ：可燃性蒸気等が滞留するおそれのある場所では、電気火花等による着火を防ぐ構造・設置が必要となる。
エ：液体危険物でも可燃性蒸気等を生じるものがあり、危険性に応じた対策が必要である。

総合解説：この論点は主に引火性危険物施設で重要だが、法令問題として危険場所と電気設備の関係を理解しておく必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0126

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：標準

一般的な地下タンク貯蔵所について、地下貯蔵タンクの頂部は地盤面からどの程度下に設けることとされているか。

- ア．0.1メートル以上下。
- イ．0.3メートル以上下。
- ウ．2.0メートル以上下。
- エ．0.6メートル以上下。

答え・解説

正答：エ

- ア：0.1メートルはタンクとタンク室内側との間隔に関する数値で、頂部の埋設深さではない。
イ：一般基準の数値は0.6メートル以上である。
ウ：一般基準として一律2.0メートル以上ではない。
エ：政令第13条の一般基準では、地下貯蔵タンクの頂部を0.6メートル以上地盤面から下に設ける。

総合解説：地下タンクの数値問題では、「頂部0.6m」「タンク室との間0.1m」など似た数値を区別して覚える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0127

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：標準

一般的な地下タンク貯蔵所で、地下貯蔵タンクとタンク室の内側との間の基準として正しいものはどれか。

- ア．0.1メートル以上の間隔を保ち、タンクの周囲に乾燥砂を詰める。
- イ．タンクをタンク室の壁に密着させ、空隙を設けない。
- ウ．1メートル以上の空間を設け、周囲は水で満たす。
- エ．間隔の基準はないが、周囲に木くずを詰める。

答え・解説

正答：ア

ア：政令第13条は、地下タンクとタンク室内側との間隔を0.1メートル以上とし、周囲に乾燥砂を詰めることを定めている。

イ：所定の間隔を保つ必要がある。

ウ：一般基準は0.1メートル以上で、周囲には乾燥砂を詰める。

エ：間隔にも周囲の材料にも基準がある。

総合解説：乾燥砂はタンク周囲の安定化等に用いられ、地下タンクの代表的な構造基準として出題される。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0128

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：標準

一般的な地下タンク貯蔵所で2基の地下貯蔵タンクを隣接して設ける。2基の容量の総和が指定数量の100倍以下である場合、相互間隔の基準として正しいものはどれか。

- ア．0.1メートル以上。
- イ．0.5メートル以上。
- ウ．1.5メートル以上。
- エ．相互間隔は不要で、タンク同士を接触させてよい。

答え・解説

正答：イ

ア：0.1メートルはタンクとタンク室内側との間隔に関する数値である。

イ：政令第13条では、原則1メートル以上だが、隣接するタンク容量の総和が指定数量の100倍以下の場合は0.5メートル以上とされる。

ウ：100倍以下の場合の基準は0.5メートル以上である。

エ：隣接タンク間には所定の間隔が必要である。

総合解説：地下タンクの相互間隔は原則1m、総容量が指定数量100倍以下なら0.5mという条件分岐を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0129

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：応用

液体の危険物を貯蔵する地下貯蔵タンクで、液量を確認する設備を設計する。法令上の基本的な考え方として正しいものはどれか。

- ア．タンクを開放して目視できれば、常時の量表示設備は不要である。
- イ．危険物取扱者が勘で量を推定すればよい。
- ウ．危険物の量を自動的に表示する装置を設ける。
- エ．液体危険物ではなく固体危険物だけに自動表示装置が必要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：タンク開放を通常の液量確認方法とする考え方ではない。

イ：自動表示装置による量の把握が求められる。

ウ：政令は、液体の危険物の地下貯蔵タンクに危険物の量を自動的に表示する装置を設けることを定めている。

エ：規定は液体の危険物を貯蔵する地下タンクに関するものである。

総合解説：液面・数量の把握は過充填防止や在庫管理だけでなく、漏えい等の異常発見にも関係する重要な設備要件である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0130

施設基準・消火・事故 > 位置・構造・設備の基準 | 難易度：応用

完成検査後の危険物施設で、位置・構造・設備が法令の技術上の基準に適合しない状態となった。行政上の対応として最も適切なものはどれか。

- ア．完成検査済みなので、行政はその後一切命令できない。
- イ．事故が発生するまで、基準不適合を是正する法的手段はない。
- ウ．危険物取扱者個人だけに修理費を負担させる命令しかできない。
- エ．市町村長等は、所有者等に対し、基準に適合するよう必要な措置を命ずることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：完成検査後も基準適合状態を維持する義務があり、違反時の措置命令制度がある。

イ：事故前でも法令違反状態に対する措置を命じることができる。

ウ：施設の所有者・管理者・占有者等に対する施設基準の是正制度である。

エ：消防法第12条は維持義務を定め、違反状態に対して市町村長等が基準適合のための措置を命ずる制度を設けている。

総合解説：位置・構造・設備の維持義務と、その違反に対する措置命令はセットで理解する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0131

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：基礎

危険物施設に設ける消火設備について正しい説明はどれか。

- ア．製造所等の種類、規模、貯蔵・取扱う危険物などに応じ、政令・規則で必要な消火設備が定められている。
- イ．すべての危険物施設に同じ種類・同じ数の消火器だけを置けばよい。
- ウ．消火設備は任意で、所有者が必要と思った場合だけ設ける。
- エ．危険物取扱者が常駐すれば、消火設備は一切不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：危険物施設の消火設備は、施設や危険物の条件に応じて法令上の区分・設置基準が定められている。

イ：施設・危険物の条件により必要な設備が異なる。

ウ：法令上必要な施設には設置義務がある。

エ：人的な保安体制は消火設備を代替しない。

総合解説：消火設備は「施設の規模・危険物の性質・消火対象」に応じて適切な方式を選ぶ。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0132

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：基礎

危険物施設の消火設備に関する説明として最も適切なものはどれか。

- ア．消火設備とは小型消火器だけを指す。
- イ．法令上、屋内・屋外消火栓、スプリンクラー、各種固定消火設備、消火器等が区分され、条件に応じて設置する。
- ウ．警報設備と消火設備は同じ意味である。
- エ．危険物施設では消防用水だけが法定消火設備である。

答え・解説

正答：イ

ア：法令上の消火設備には消火栓、スプリンクラー、固定消火設備等も含まれる。

イ：危険物規制では消火設備を複数の種別に整理し、対象物・施設に応じて必要な設備を定めている。

ウ：警報設備は火災等を知らせる設備であり、消火設備とは役割が異なる。

エ：危険物の性質・施設条件に応じて複数の消火設備が用いられる。

総合解説：消火設備の名称を暗記するだけでなく、「どの対象物に適用するか」を結び付けて学ぶことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0133

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：基礎

危険物施設に設ける警報設備の主な目的として正しいものはどれか。

- ア．危険物の指定数量を自動的に減らすこと。
- イ．危険物取扱者免状を自動更新すること。
- ウ．火災その他の異常を早期に知らせ、必要な初動対応や避難・通報につなげること。
- エ．施設の許可申請を不要にすること。

答え・解説

正答：ウ

ア：警報設備によって法令上の指定数量が変わるわけではない。

イ：資格制度とは関係がない。

ウ：警報設備は異常を迅速に認知・伝達するための設備で、消火設備とは別の役割を担う。

エ：警報設備の設置で許可制度が免除されるわけではない。

総合解説：異常の「検知・伝達」と、火災への「消火」は異なる機能であり、必要に応じて両方を備える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0134

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：標準

危険物施設の消火設備を選ぶ際の基本原則として正しいものはどれか。

- ア．危険物の種類に関係なく、同じ消火剤だけを使用する。
- イ．設備価格が最も安い消火方法を必ず選ぶ。
- ウ．警報設備があれば、消火剤の適応性は考えなくてよい。
- エ．貯蔵・取扱う危険物や消火対象に適応する消火設備・消火剤を選定する。

答え・解説

正答：エ

ア：危険物によって水と反応するもの、泡が不適なもの等があるため一律ではない。

イ：法令上は保安上の適応性が優先される。

ウ：警報と消火は別機能であり、消火設備には対象への適応性が必要である。

エ：政令の消火設備基準は、危険物・対象物との適応性を前提としている。

総合解説：第6類は酸化性液体であり、性質等の科目では品名ごとの消火方法も学ぶ。法令科目では「適応する設備を設ける」という原則を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0135

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：標準

法令上、消火設備と警報設備の関係について最も適切な説明はどれか。

- ア．それぞれ目的が異なり、施設条件により双方が必要となるため、一方を設けただけで他方が当然に不要になるわけではない。
- イ．大型消火器を置けば、法定の警報設備は必ず省略できる。
- ウ．自動火災報知設備があれば、必要な消火設備はすべて省略できる。
- エ．警報設備と消火設備は名称が違っただけで同じ設備である。

答え・解説

正答：ア

- ア：消火設備は消火、警報設備は異常の検知・周知という異なる機能を持つ。
- イ：警報設備の要否は別の基準で判断する。
- ウ：警報設備は火を消す設備ではないため、消火設備の代替にはならない。
- エ：機能・法令上の区分が異なる。

総合解説：試験では「消火」「警報」「避難」「通報」の機能を混同しないことが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0136

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：標準

完成検査後、法令上必要な消火設備の一部が故障し、使用できない状態になった。最も適切な対応はどれか。

- ア．完成検査に一度合格しているため、故障したままでも法令上問題ない。
- イ．必要な設備が有効に機能するよう速やかに修理・是正し、基準適合状態を維持する。
- ウ．警報設備が動けば、消火設備の故障は放置してよい。
- エ．危険物を少量だけ扱う日は、故障を隠して通常運転してよい。

答え・解説

正答：イ

- ア：完成検査後の維持義務に反する。
- イ：完成検査後も位置・構造・設備を技術基準に適合するよう維持する義務がある。
- ウ：別の設備が機能していても、必要な消火設備の不具合を放置できない。
- エ：必要な設備の基準適合性を維持することが必要である。

総合解説：設備は「設置した事実」ではなく、「必要時に有効に機能する状態」で維持されていることが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0137

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：標準

指定数量以上の危険物を車両で運搬する場合の消火器と、製造所等に設ける消火設備について正しい説明はどれか。

- ア．車両運搬の消火器を事業所に置けば、施設の消火設備基準も自動的に満たす。
- イ．施設に消火設備があれば、運搬車両には消火器を積まなくてよい。
- ウ．いずれも危険物に適應することが必要だが、適用される場面と具体的な設置基準は異なる。
- エ．どちらも消防法ではなく道路交通法だけで定められている。

答え・解説

正答：ウ

- ア：施設の消火設備基準は施設条件に応じて別途判断する。
- イ：指定数量以上を車両運搬する場合の要件は別に適用される。
- ウ：車両運搬では政令第30条の運搬方法、施設では政令第20条等の施設基準として、それぞれ規制される。
- エ：危険物の施設・運搬とも消防法令に基づく規制がある。

総合解説：同じ「消火器」という語が出ても、施設基準か運搬基準かを問題文の場面から判別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0138

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：標準

危険物施設の消火設備・警報設備を計画するときの手順として最も適切なものはどれか。

- ア．資格者の人数だけで、必要な設備を決める。
- イ．隣の事業所と同じ設備をそのまま設置すれば、法令確認は不要である。
- ウ．危険物の名称を確認せず、建物面積だけで設備を決める。
- エ．施設の種類・規模、危険物の類・品名・数量、取扱形態等を確認し、政令・規則の該当基準から必要設備を決める。

答え・解説

正答：エ

- ア：資格者の人数だけでは設備要件を判断できない。
- イ：施設条件が異なれば必要設備も異なり得る。
- ウ：危険物の性質・数量等も重要な判断要素である。
- エ：設備の要否は単一条件ではなく、法令上の施設区分や危険物条件を総合して判断する。

総合解説：法令問題では、設備名の暗記よりも「どの条件が設置要否を決めるか」という構造を理解しておくことが利く。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0139

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：応用

法令上必要な固定消火設備が故障したまま、代わりに小型消火器を数本追加して作業を続けようとしている。最も適切な評価はどれか。

- ア．必要な固定消火設備の設置・維持基準を満たす必要があり、小型消火器の追加だけで当然に代替できるとは限らない。
- イ．消火器の本数を増やせば、どの固定設備でも自由に代替できる。
- ウ．警報設備が正常なら、消火設備の故障は問題ない。
- エ．事故が発生していない限り、設備故障は法令上評価されない。

答え・解説

正答：ア

ア：法令が特定の消火設備を要求する施設では、その設備を有効に維持する必要があり、任意の代替は認められない。

イ：設備の代替可否は法令の基準によって判断される。

ウ：警報設備と消火設備は役割が異なる。

エ：事故前から必要設備を基準適合状態に維持する義務がある。

総合解説：危険物施設では、防火設備の「形式」「能力」「設置位置」「維持状態」などを法令基準に合わせる必要がある。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0140

施設基準・消火・事故 > 消火設備・警報設備 | 難易度：応用

危険物施設で火災の初期兆候を検知した場合、警報設備と消火設備の役割を踏まえた対応として最も適切なものはどれか。

- ア．警報が鳴れば自動的にすべて消火されるため、人の初動は不要である。
- イ．警報設備等で異常を早期に周知し、危険物に適應する消火設備を使用するとともに、必要な通報・避難等を行う。
- ウ．消火器があれば、周囲への警報や通報は不要である。
- エ．第6類危険物を扱う施設では、消火設備も警報設備も法令上考慮しなくてよい。

答え・解説

正答：イ

ア：警報設備は異常を知らせる設備で、すべての消火を保証するものではない。

イ：設備は単独で完結するものではなく、検知・周知・消火・通報・避難を組み合わせて事故拡大を防ぐ。

ウ：事故の状況に応じて警報・通報・避難等も必要である。

エ：第6類を含む危険物施設でも、施設条件に応じ必要な保安設備を設ける。

総合解説：設備の設置目的を理解すると、事故時に何をどの順番で使うべきかを判断しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0141

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：基礎

製造所等で危険物の流出事故が発生した場合、所有者、管理者又は占有者がまず負う法令上の義務として正しいものはどれか。

- ア．事故原因の社内会議が終わるまで、現場には手を付けない。
- イ．翌営業日に行政へ報告すれば、流出防止措置は不要である。
- ウ．直ちに、引き続く流出・拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害発生防止のための応急措置を講ずる。
- エ．危険物取扱者が不在なら、流出を放置してよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：応急措置は「直ちに」行う必要がある。

イ：報告だけで応急措置義務がなくなるわけではない。

ウ：消防法第16条の3は、危険物の流出等の事故時に所有者等へ直ちに応急措置を講ずる義務を課している。

エ：事故時の応急措置義務は所有者等に課され、資格者不在を理由に放置できない。

総合解説：事故時は原因究明より先に、流出・拡散を止め、漏れた危険物を除去し、二次災害を防止する初動が必要である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0142

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：基礎

製造所等で危険物の流出その他の事故を発見した者の対応として正しいものはどれか。

- ア．所有者本人でなければ、通報してはならない。
- イ．被害が拡大してから通報すればよい。
- ウ．危険物取扱者免状を持つ者だけが通報できる。
- エ．直ちに消防署等の関係機関へ通報する。

答え・解説

正答：エ

ア：発見者に通報義務があり、所有者本人に限定されない。

イ：通報は直ちに行う必要がある。

ウ：通報義務は事故の発見者に課される。

エ：消防法第16条の3は、事故を発見した者に対し、直ちに消防署、市町村長の指定場所、警察署等へ通報する義務を定めている。

総合解説：事故の早期通報は、消防活動や周辺への警戒を迅速に開始するために不可欠である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0143

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：基礎

危険物の流出事故が発生したときの「応急措置」と「通報」の関係として正しいものはどれか。

- ア．状況に応じて応急措置を直ちに講じるとともに、事故を発見した者は直ちに通報する。
- イ．通報だけすれば、流出拡大防止の措置は一切不要である。
- ウ．応急措置をした場合は、事故の通報をしてはならない。
- エ．応急措置も通報も、翌日まで待ってから行えばよい。

答え・解説

正答：ア

ア：消防法は応急措置義務と通報義務を別に定めており、一方を行えば他方が不要になる関係ではない。

イ：所有者等には応急措置義務がある。

ウ：事故発見者には通報義務がある。

エ：いずれも迅速な初動が求められる。

総合解説：「自分たちで止める」と「関係機関へ知らせる」ことを並行して考えるのが事故時の基本である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0144

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：標準

製造所等で危険物の貯蔵・取扱いが法令の技術上の基準に違反している。行政庁がとり得る措置として最も適切なものはどれか。

- ア．事故が起きるまでは、行政庁は何もできない。
- イ．市町村長等は、所有者等に対して技術上の基準に従うべきことを命ずることができる。
- ウ．危険物取扱者試験の再受験だけを命ずる。
- エ．建築物を必ず即時解体することしかできない。

答え・解説

正答：イ

ア：事故前の基準違反に対しても是正命令制度がある。

イ：消防法第11条の5には、危険物の貯蔵・取扱い基準違反に対する命令制度がある。

ウ：施設の貯蔵・取扱い基準違反を是正するための命令であり、再受験命令ではない。

エ：違反内容に応じ、基準遵守のための措置が命じられる。

総合解説：法第11条の5は「貯蔵・取扱いの方法」、法第12条は「位置・構造・設備」と整理すると命令制度を区別しやすい。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0145

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：標準

危険物施設の配管や防油堤など、位置・構造・設備が技術基準に適合していない場合の行政措置として最も適切なものはどれか。

- ア．施設の基準不適合は民事問題だけなので、消防法上の命令対象にならない。
- イ．危険物の数量を半分にすれば、設備の基準不適合は必ず免責される。
- ウ．市町村長等は、所有者等に対し、技術上の基準に適合するよう必要な措置を命ずることができる。
- エ．所有者が「注意する」と約束すれば、設備不適合をそのまま継続できる。

答え・解説

正答：ウ

- ア：消防法上の維持義務と措置命令の対象である。
- イ：施設基準への適合が必要で、単純な数量削減だけで当然に解消するとは限らない。
- ウ：消防法第12条第2項は、施設の位置・構造・設備の基準不適合に対する措置命令を定めている。
- エ：技術基準に適合する状態へ是正する必要がある。

総合解説：「危険物の扱い方」と「施設そのものの構造不良」は異なる違反類型であり、対応する条文も区別する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0146

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：標準

危険物施設に重大な法令違反があり、消防法に定める要件に該当する場合の行政処分として存在するものはどれか。

- ア．危険物取扱者免状の自動的な永久失効だけ。
- イ．消防署が施設の所有権を当然に取得する処分。
- ウ．行政庁が危険物を無条件で販売する処分。
- エ．製造所等の許可の取消し又は使用停止命令。

答え・解説

正答：エ

- ア：施設に対する許可取消し・使用停止の制度が別に存在する。
- イ：そのような制度ではない。
- ウ：危険物施設の保安確保とは関係がない。
- エ：消防法第12条の2には、一定の違反事由について許可取消しや期間を定めた使用停止命令の制度がある。

総合解説：命令・処分問題では、基準遵守命令、施設基準の措置命令、許可取消し・使用停止などを段階別に整理する。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0147

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：標準

指定数量以上の危険物を、法令上必要な許可を受けずに貯蔵している場所が見つかった。消防法上の対応として正しいものはどれか。

- ア．市町村長等は、貯蔵等を行う者に対し、危険物の除去その他火災危険を防止するため必要な措置を命ずることができる。
- イ．許可がない場所には消防法は適用できないため、行政は何もできない。
- ウ．危険物を別の容器に移すだけで、許可の問題は自動的に解消する。
- エ．危険物取扱者が立ち会えば、無許可貯蔵は適法になる。

答え・解説

正答：ア

- ア：消防法第16条の6は、無許可の貯蔵・取扱い等に対する措置命令制度を定めている。
- イ：無許可貯蔵等そのものに対する措置命令制度がある。
- ウ：必要な許可や貯蔵場所の適法性を確保する必要がある。
- エ：資格者の立会いは施設許可を代替しない。

総合解説：指定数量以上を貯蔵・取扱う場所では、施設許可の有無そのものが重要な法令要件である。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0148

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：標準

消防法第16条の5に基づく危険物関係の立入検査等について、正しいものはどれか。

- ア．立入検査では、施設の設備を見ることはできず、帳簿だけしか確認できない。
- イ．必要があると認めるとき、関係場所に立ち入り、位置・構造・設備や危険物の貯蔵・取扱いを検査し、必要最少限度の危険物等を試験のため収去することができる。
- ウ．危険物は試験目的でも一切収去できない。
- エ．立入検査は火災発生後にしか実施できない。

答え・解説

正答：イ

- ア：位置・構造・設備や貯蔵・取扱いの状況も検査対象となる。
- イ：法第16条の5は、火災防止のための立入検査、資料提出・報告、試験に必要な最少限度の収去等を認めている。
- ウ：必要最少限度の危険物等を収去できる制度がある。
- エ：火災防止のため必要がある場合に実施できる。

総合解説：立入検査は危険物規制の実効性を確保するための監督手段であり、目的と範囲を押さえる。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0149

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：応用

危険物の大規模な流出事故で、所有者等が十分な応急措置を講じておらず、災害拡大のおそれがある。最も適切な説明はどれか。

- ア．行政命令が出るまでは、所有者等は何もしてはならない。
- イ．所有者等が応急措置をしない場合でも、行政は命令できない。
- ウ．所有者等には直ちに応急措置を講ずる義務があり、必要な場合には市町村長等が応急措置を講ずべきことを命ずることができる。
- エ．通報を行えば、流出の拡散防止や除去は不要になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：所有者等には命令を待たず直ちに応急措置を行う義務がある。

イ：災害防止のため必要な応急措置を命ずる制度がある。

ウ：消防法第16条の3は、事故当事者の自主的な応急措置義務に加え、行政による応急措置命令の仕組みを設けている。

エ：通報と応急措置は別々に必要である。

総合解説：事故時は「事業者の即時対応」と「行政の監督・命令」が重層的に働く。命令を待ってから対応する考え方は誤りである。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04

0150

施設基準・消火・事故 > 事故時の措置・命令・法令事例 | 難易度：応用

無許可で指定数量以上の危険物を貯蔵していた場所で流出事故が発生し、関係者が通報も応急措置もしていない。法令上の考え方として最も適切なものはどれか。

- ア．事故が起きたため、無許可貯蔵の問題は消滅する。
- イ．無許可貯蔵であれば、事故時の通報義務は適用されない。
- ウ．関係者が立入検査を拒否すれば、消防機関は法令上何も確認できない。
- エ．無許可貯蔵への措置、事故時の応急措置・通報、必要な立入検査等がそれぞれ問題となり、複数の法令上の義務・権限が併存し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：事故発生によって許可違反がなくなるわけではない。

イ：事故の発見者には通報義務があり、無許可かどうかとは別問題である。

ウ：消防法には危険物関係の立入検査等の権限が定められている。

エ：無許可貯蔵、事故初動、行政監督は別の法的論点であり、1つの違反だけを処理すれば他が消えるわけではない。

総合解説：本試験の事例問題では、許可、貯蔵・取扱い、事故時措置、行政命令・立入検査を切り分け、どの条文上の義務が同時に成立するかを考える。

対象：2026年度 / 基準日 2026-09-04